

平成26年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成26年9月9日（火曜日）

○議事日程

平成26年9月9日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	橋 本 龍太郎 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こずえ 君	6 番	和 田 敏 明 君
8 番	田 中 敏 靖 君	9 番	中 林 堅 造 君
10 番	三 原 昭 治 君	11 番	山 田 耕 治 君
12 番	重 川 恭 年 君	13 番	高 砂 朋 子 君
14 番	山 本 久 江 君	15 番	安 村 政 治 君
16 番	吉 村 弘 之 君	17 番	上 田 和 夫 君
18 番	松 村 学 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	山 下 和 明 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	安 藤 二 郎 君	23 番	河 杉 憲 二 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員（1名）

7 番 平 田 豊 民 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	吉 川 祐 司 君	総 務 課 長	林 慎 一 君
総 合 政 策 部 長	持 溝 秀 昭 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君	入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君
会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君
消 防 長	牛 丸 正 美 君	教 育 部 長	原 田 知 昭 君
上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出がありました議員は、平田議員であります。また、執行部におきましては熊谷産業振興部理事が欠席をする旨の届け出に接しております。御報告申し上げておきます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、山田議員、12番、重川議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、早速これより質問に入ります。最初は、13番、高砂議員。

〔13番 高砂 朋子君 登壇〕

○13番（高砂 朋子君） おはようございます。会派「公明党」の高砂でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

1項目めでございます。新市庁舎の建設についてお尋ねをいたします。

1954年、昭和29年、それまで車塚にありました建物に変わり、市民の皆様の大きな期待を集めて現在の市庁舎が建てられ、以来60年、老朽化も著しく、耐震性、バリアフリーが行き届かない問題は大きくなる一方でございます。機能の分散化も市民の皆様には使いづらい庁舎になってまいりました。

さらに、市庁舎の災害時における防災拠点機能の充実は、喫緊の課題となっており、スピード感を持って取り組んでいかなくてはならない建替えの問題でございます。

市庁舎建設庁内検討委員会も進められ、このたび広く市民の皆様のお意見をお聞きするため、懇話会を設置されます。

平成27年度からは、基本構想、基本計画の策定へと進むわけでございますが、今後の防府市に必要な新市庁舎のあり方をどのように捉えておられるのか、4つの視点からお尋ねをいたします。

1点目でございます。

安心・安全のための防災拠点としての市庁舎。

防府市における平成21年の土砂災害は、尊い命を奪い、大きな爪跡を残しました。私たちは、後世に託された大切な教訓を決して忘れてはならないと思います。改めて申し上げるまでもございませんけれども、大きな災害を経験したからこそその新市庁舎建設に取り組んでいただきたいと思っております。

災害時においてライフラインが途絶えた場合であっても、防災拠点としての機能を保たなければなりません。免震構造の採用をはじめ、自家発電装置の設置、通信手段の確保など、災害に強い市庁舎が求められます。

私は、今後の公共施設は多機能化を考えるべきと強く主張してまいりました。市庁舎においても、災害対策本部としての機能充実はもちろんですが、通常時と非常時の使い分けができるスペースを確保することも重要な視点ではないでしょうか。

例えば、駐車場は太陽光発電街灯、マンホールトイレ、屋外トイレ等の設置で、災害に対応可能にし、防災倉庫の隣接を考え、緊急車両の駐車スペースや各種物資の集積場としても使用できるように、また、多目的ホールや交流スペース等の設置により、災害時には支援物資の集配やボランティア活動の拠点にすることも可能ではと思っております。

また、災害時に市民の重要な情報やデータをどのように守っていくかという視点から、情報バックアップの設備も必要ではないでしょうか。

新市庁舎の場所をどこにするか、どのような場所にするか、今後大きな検討課題になると思いますが、災害時の交通アクセスも考慮し、防災拠点としての機能が十分発揮できる場所にと考えます。

2点目でございます。

市民へのサービス向上のための市庁舎についてでございます。

今後、さらに進む少子高齢化の中で、子どもたちから高齢者の方々まで、そして、あらゆる障がいを持たれた方々、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインにすることはもちろんですが、窓口のワンストップ化、動線の明瞭化など、わかりやすい、利用しやすい機能集約、充実させるとともに、市民の皆様が来庁された折は、ほっとしていただける場所であってほしいと願っております。

誰のための庁舎であるか、それは市民の皆様のための庁舎であることを基本理念に進めていただきたいと考えます。

3点目でございます。

環境へ配慮した市庁舎。

市は、防府市環境基本計画の中の環境への負荷が少ないまちづくりの項に、省エネルギー、新エネルギーの普及を進めることを挙げ、市民や事業者の皆様と協働して取り組みを目指すとしておられます。

市庁舎建設に当たっては、太陽光発電による電力の確保、自然採光や通風の活用、トイレの洗浄や植栽への散水用として貯留雨水の活用、エコマテリアルの考えから、家具や内装材等に県産材の活用をすること等、具体的に形にあらわしていただきたいと思っております。

市庁舎の自然エネルギーの活用、省エネルギー、省資源、CO₂削減への取り組みの姿勢が広く市民の皆様へ環境意識の向上、啓発につながることを確信しております。

4点目でございます。

女性、青年の意見を取り入れた市庁舎にということでございます。

市庁舎建設を検討するに当たり、広く市民の皆様の御意見をお聞きするため、設置された防府市庁舎建設懇話会、女性、また、青年の方がいらっしゃるのかどうかということをお聞きしたいと思いますし、平成27年度から始まります基本構想、基本計画に向けての進捗でございますが、その際の新たな協議の場にも女性、青年を登用し、届きにくい声を反映していただきたいと考えます。

以上、4点についての御所見を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

新しい市役所庁舎の建設につきましては、市長就任以来、将来における重大な市政課題

と捉まえておりまして、御存じのとおり、年次的に庁舎改築基金を積み立てておりまして、今年度分も含めると、約23億円の基金を保有しているところでございます。

今年度、いよいよ防府市庁舎建設懇話会を設置する段階までまいりまして、御意見を伺うこととしております。

先般、委員会委員の公募を実施しまして、現在、その人選なども終えまして、第1回目の開催に向けた準備に入っているところでございます。

御質問の新市庁舎に必要な機能のあり方についてでございますが、議員のお話にもございましたとおり、災害時の拠点としての機能の充実や市民サービスの向上、環境への配慮などは、これからの市庁舎といたしまして当然に求められるものと考えております。

庁舎建設の検討を進める第一ステップといたしまして、基本的な事項を整理するため、昨年度、庁内の職員によるプロジェクトチームによりまして、庁舎建設の検討にかかる報告書をまとめているところでございますが、その中でも、安全・安心の確保、市民が利用しやすい利便性、ユニバーサルデザインの実現、景観と環境への配慮などを重要な検討課題として挙げております。

また、今年度開催する庁舎建設懇話会では、庁舎建設につきまして、一定の方向性をまとめるというのではなく、議員御質問のさまざまな視点も含め、幅広く御意見をいただくこととしております。

いただいた貴重な御意見を参考にいたしまして、来年度以降、基本構想、基本計画の策定の過程で検討を深めていき、実現可能なものを計画に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、庁舎建設懇話会の女性や青年の委員についてのお尋ねでございましたが、まず、女性委員につきましては、懇話会の委員さん14名のうち、5名が女性でございます。また、懇話会委員の年齢構成は、30歳代から40歳代までの方が4名、50歳代から60歳代の方が5名、70歳代以上の方が5名となっております。

庁舎建設におきましては、女性や若者の声に耳を傾けることはもちろんのこと、市民の皆様と一緒に検討していくことが非常に大切でございまして、例えば、市民アンケートの実施や基本構想、基本計画の策定にかかる来年度以降の新たな委員会におきましても、公募委員の人数を増やすなど、検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

重要な市政課題であるということをございます。市民の皆様も大変大きな関心事になってくるかと思ひます。

公募委員も決まったということ、懇話会全体も整いつつあるのではないかとお聞きしております。年齢構成もお聞きしましたところ、30代、40代が4名、50代から60代が5名、70代以上の方が5名ということで、バランス的には大変よろしいのではないかと思ひます。

女性が5名ということで、私が常々主張させていただいているのは、女性や若い人たちの声がかかり届くような懇話会にもしていただきたいということをお強く願ひたいと思ひます。

今後は公募委員も増やす方向性でということをございましたので、幅広い御意見がこの建設に向けての構想の中に入るようにお願ひをしたいと思います。

懇話会ですけれども、14名のうちの公募以外の方、そういった方はどのような方たちがいらっしゃるのか、懇話会の今後のスケジュールについてもお聞かせ願ひますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 懇話会の委員の構成でござひますけれども、学識経験、山大と徳山高専の教授の方1名ずつ、お入りをいただひております。

それから、これはいつも市の委員会構成のよくあるパターンではありますけれども、各種団体から自治会連合会、それからPTA連合会、それから女性団体連絡協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、都市計画審議会、それから商工会議所、青年会議所、それから市民活動サポートネットという団体、これからそれぞれ1名の方に参加をいただひております。それが、ですから11人です。それから公募委員が3名ということで、全部で14名という構成になっております。

それから、スケジュールですけれども、まだ、メンバーが決まっただけで、1回も懇談会を開いておりませんが、10月1日にまず1回目を予定をしております。そこで大体概要説明と概要説明にかかる御意見をいただくぐらいになるかと思ひます。

それから、11月に2回目を予定しております、ここで最初の説明に対する、この間に御理解いただけると思ひますので、いろいろな意見、庁舎の課題であるとか、機能であるとか、そういう御意見をいただこうと思ひております。

3回目を1月ぐらいに予定しております。これは2回目の意見の総まとめとか、それから3回目までに一度、近隣と言ひましても日帰りができる範囲で、他市の先進市、あるいは新しいところ、どこか1カ所ぐらい見ていただひて、先進地視察をしていただひて、そ

れも含めて御意見をいただこうかなというふうに思っております。

それから、4回目を2月ぐらいに想定をしております、そこで一応意見のとりまとめという形にしようと思っております。

これは市長答弁でも申し上げましたが、今回は懇話会ということで、意見の羅列という形になると思います。そういう形で御報告を申し上げたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 先進地の事例も視察をされるということでございます。各種団体の皆様方の貴重な御意見をいただける充実した懇話会を運営していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

公共施設は多機能化をするべきと、私もずっと考えてまいりました。市庁舎の多目的ホールや駐車場の活用もその一例でございます。災害時は防災機能を発揮できるように整備することの重要性があると思います。

いろいろ調べてみますと、市庁舎に防災機能を有した公園を隣接させて、通常は駐車場や交流の場として使っている。緊急時、また災害時には、そういった機能を発揮できる駐車場に変わると、そういったところもたくさん出てきております。

防災機能の充実は当然のことでございますけれども、そういったことに十分配慮をしていただき、また、環境への配慮、市民の皆様へのサービス向上の観点を兼ね備えた、また、後世に誇れる市庁舎建設に向けて、スタートをしていただきたいことを願いしまして、この項を終わりたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、2項目めの質問に入ります。

地域包括ケアシステムの構築について質問をいたします。

国は、最も人口が多い1947年から49年前後に生まれた団塊の世代が75歳以上となる2025年、迫る超高齢社会を見据え、高齢者が住み慣れた地域で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援などのサービスを一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築に向け、本格的な取り組みを開始いたしました。

6月に医療介護総合確保推進法が成立し、医療と介護の壁を取り除き、一人ひとりの自立を支える、切れ目のない効果的な多職種連携の生活新サービスを提供する仕組みが進められることとなります。

今後、社会保障給付費の増大も見込まれ、高齢者自身が健康管理に努めるとともに、必要な支援やサービスを選択、利用しながら、要介護状態にならないように、また、その予防にも取り組める体制を計画的に整備する必要があります。高齢者の方々が健康に気をつ

けられ、日常生活を送れるよう、健康長寿社会を目指していくことが重要でございます。

このような背景から、7点にわたって質問をいたします。住まい、介護予防、健康長寿社会の構築については、改めて取り上げをさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは1点目でございます。

地域包括支援センターの現状と今後を見据えての増員、基幹型センター設置等の機能強化について伺います。

平成21年度から4カ所の地域包括支援センターが設置され、介護、福祉、健康、医療などの面から、高齢者を支援する総合相談機関として、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等の専門職の方々が大変御苦労の中、取り組みを進められています。高齢者虐待などの権利擁護の支援もでございます。

今後の高齢化の中、特に独居の方も増え、多様な支援を展開していかなければならないわけですが、現状のままでは対応がかなうのか、大きな懸念があります。増員し、体制の強化を図る必要があるのではないのでしょうか。

また、市高齢福祉課内に置かれているセンターは、現在、佐波、右田、小野、野島を担当され、市外からの相談にも対応されています。今後は、このセンターを基幹型センターとして機能を持たせ、市内全体を包括していくことが必要ではないのでしょうか。もう1カ所、地域を担当するセンターを新たに設置するべきと思います。この点についての御所見を伺いたいと思います。

2点目、在宅介護を支える仕組みづくりと連携について伺います。

人口減少社会の到来とともに、高齢者急増に対応するためには、現在の施設中心から在宅中心のサービスに切りかえざるを得ません。年をとっても住み慣れた地域、住み慣れた我が家で暮らしたいというのが高齢者の方々の率直な思いでもございます。

そのためにも、定期巡回、随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護等、在宅介護を支えるさらなる取り組みが必要です。

また、今後、市町村ごとに在宅医療の必要量を示し、地域における在宅医療、介護サービスの提供体制を取ることになり、医師会等の関係団体と介護関係者の連携もさらに重要になるのではないのでしょうか。この仕組みづくりについて、どのように取り組んでいかれるのかお聞かせをください。

3点目、認知症サポーター養成の状況とその成果、徘徊SOSネットワークの構築について伺います。

現在、認知症サポーター養成講座等の開催に取り組まれているところでございますが、

その状況と成果としてはどのように捉えておられるかお聞かせください。

サポーターの皆様は常日ごろからアンテナを張っていただき、関係機関につなげていただくことの重要性を考えると、最初の研修だけでは本来の目的は果たせないのではないかと思います。この点から、サポーターの皆様へ継続的な取り組みも必要ではないでしょうか。

8月18日の毎日新聞に、市内の82歳の男性の方の行方がわからなくなっているという記事が掲載されておりました。どうぞお元気でと願わずにはおれません。8月27日には、メールサービスで周南市の70歳代の女性が八王子付近で行方不明との連絡が入りました。翌日発見との報に安堵したところでございます。

行方不明となった認知症の人を探すためのネットワークである徘徊SOSネットワークの構築を急ぐ必要があるのではないのでしょうか。

大牟田市では2004年より、協力団体と市民の協力で年1回、このネットワーク模擬訓練を実施されております。行方不明の通報を受けた警察署から、薬剤師会、ガス会社、JR、バス会社、タクシー会社、JA、郵便局、消防本部等にファクス送信、市役所担当課に入った情報は、メール配信システム、地域包括支援センター、校区民生委員・児童委員会会長等に連絡が入り、各学校区においては、公民館館長、社協会長、民生・児童委員、福祉委員、老人クラブ、商店、学校、PTA、消防団等まで連絡が入る仕組みができております。この訓練の広がりが、実際に徘徊者の保護につながっているということでございました。

初動が大変重要な取り組みです。防府市においても、より多くの方々が注意して、徘徊者の発見に強力するネットワークの構築を急いでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目、多職種連携の拠点について伺います。

地域包括ケアシステムの構築においては、新たな、そしてさまざまな職種の連携が不可欠になってきます。連携を取るための地域の拠点はどこにするのか、地域ケア会議等がさらに重要になりますが、その場所はどこで行うのかお聞かせをください。

ここでちょっと説明をさせていただきますと、地域ケア会議の捉え方には二通りの捉え方がございます。地域包括支援センターが中心になって行うのが地域ケア個別会議、また、市が中心になって行う会議を地域ケア推進会議と言っているということをお教えいただいております。

5点目でございます。多職種連携の研修の実施について伺います。

今後、多職種による在宅医療、介護サービスの連携のための研修の実施が必要と思いま

すがいかがでしょうか。

6点目、介護保険制度の運営に当たる市の職員の専門職化の推進について伺います。

2025年を見据え、今後4回の介護保険事業計画に合わせて、市職員の専門職化を推進して対応していくべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

最後でございます。7点目、介護サービスの情報提供について伺います。

市では3年に一度、介護サービスガイドブックを作成されております。介護保険のサービスを受けるための諸手続き、在宅や施設サービスの説明と各事業所、施設の情報、地域包括支援センターや地域支援事業の説明等、110ページを超える大変充実した冊子でございます。

議長の許可を得ておりますので、これが3年に一度、発行されております介護サービスガイドブック、24年度版は115ページございます。

3年に1回でございますので、事業所や施設の変更が随分あり、最新の情報を把握するには個人で加筆修正を常に繰り返さなければなりません。私も窓口にあります修正用紙をいただければ、このように切り貼りをしながら最新の情報を得るように努力しているところでございます。

大変充実はしておりますけれども、市民の皆様には使い勝手が悪いのではないかと、また、修正を常に繰り返さなくてはならないという不便さがあると感じてまいりました。

ホームページは大変充実しておりますけれども、紙ベースのものも必要でございますので、情報提供が効率的に、親切にわかりやすくする方法はないかと、県内各市の状況を調査をいたしました。山口市や光市は、一般の方には介護保険高齢者福祉サービスの手引きと、定期的に更新された介護サービス事業一覧等のワンペーパーを渡されるとのことでございます。事業所等の専門機関には、分厚いサービスガイドがあると聞きました。今後、わかりやすい効率的な情報提供の仕方を工夫していただければと思いますがいかがでしょうか。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 執行部、答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。地域包括ケアシステムの構築についてお答えいたします。

まず1点目の、地域包括支援センターの現状と今後を見据えての増員、基幹型センターの設置等の機能強化についてでございます。

地域包括支援センターが行う業務は、要支援者に対する介護予防サービス計画の作成業務や介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的

ケアマネジメント支援業務からなる包括的支援事業であります。

これらの業務については困難なケースも多く、時間をかけ、多くの関係者と調整しながら対応している状況でございます。

今後、地域包括ケアシステムを本格的に進めていくためには、地域包括支援センターの役割がますます重要になりますことから、各地域包括支援センターが抱える課題の解決に向け、支援や職員のさらなるレベルアップを図るため、市では各地域包括支援センターを支援、指導する基幹型の地域包括支援センターを新たに設置するとともに、現在、市が委託しております3カ所の地域包括支援センターに、市が直接運営しております地域包括支援センターも加えた市内4カ所の全ての地域包括支援センターを、来年度から委託したいといふふうに考えております。

また、地域包括支援センターの職員の増員につきましては、今後、高齢化が一段と進む中、各地域包括支援センターが担当する業務量や圏域内の高齢者数の状況などを勘案しながら検討してまいります。

2点目の、在宅介護を支える仕組みづくりと連携についてでございますが、今後、ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、また、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続していただくため、地域包括ケアシステムの構築が必要となります。

この地域包括ケアシステムを構築するためには、介護サービスの充実や介護と医療の連携が大切だと考えております。

介護サービスとしては、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び訪問看護は、地域包括ケアシステムを支える重要なサービスと位置づけていますので、整備を進めているところでございます。今後は、介護サービスと地域の社会資源とをコーディネートするなど、さらなる仕組みづくりの構築に努めてまいります。

また、在宅医療の推進と介護との連携につきましては、ことし、防府市医師会にお願いし、在宅医療と介護の連携担当の理事を選任していただき、8月には、医療関係者及び介護関係者等で構成する連絡会を立ち上げたところでございます。

市といたしましては、医療関係者及び介護関係者等の皆様に御協力をいただきながら、まずは合同会議や研修会の開催などから、在宅医療と介護の連携に向けて取り組んでまいります。

次に、3点目の認知症サポーター養成の状況とその成果、徘徊SOSネットワークの構築についてでございますが、まず、認知症サポーター養成講座の開催状況については、地

域住民をはじめ、スーパーや銀行などの職域に向けての養成講座を積極的に開催しており、平成26年8月末現在、市内の認知症サポーターの数は2,142名でございます。

市役所内におきましても、全職員をサポーターにという目標を掲げ、昨年度から段階的にサポーター養成講座を開催しているところでございます。

養成講座を開催したことによる成果でございますが、認知症に対する理解者を増やすということが最大の目的であり、その一つの成果としましては、受講された銀行や市役所の各部署より、認知症が疑われる高齢者に関する相談が入るようになり、早期の対応が可能となってきたことでございます。

また、サポーター養成講座受講者の方々には、オレンジリングをお渡ししていますが、今年度から認知症の気づきのポイントや相談先を明示した「防府市おたすけカード」をあわせて配付し、さらなる啓発を行っております。

今後は、認知症サポーターの方々の方々の力を地域の中で発揮できるような仕組みを検討していきたいと考えております。

次に、徘徊SOSネットワークの構築についてでございますが、現在、防府警察署と事前登録の台帳整備やネットワークの協力機関及び有事の際の連絡体制などの協議を行っているところでございます。

御紹介のありました大牟田市など、他市の状況も参考とし、商業施設や配達などを行っている訪問型の事業所などに御協力をいただきながら、今年度中の徘徊SOSネットワークの構築に向けて努めてまいりたいと存じます。

次に、4点目の多職種連携の拠点についてでございますが、高齢者の支援に関しましては、民生委員、自治会、医療関係者、介護サービス事業所、ケアマネージャーや地域包括支援センターなどが支援の方針について協議を行う地域ケア会議を各地域で進めていく必要がございます、個別ケア会議のほうですけれども。

その開催につきましては、できるだけ支援する高齢者の方がお住まいの地域の身近な場所で行うことが望ましいと考えますので、公民館や福祉センター、老人憩の家や特別養護老人ホームの地域交流スペースなどの介護施設の活用及び自治会館など、地域の関係者の御協力をいただきながら開催してまいりたいと存じます。

次に、5点目の多職種連携の研修についてでございますが、平成24年度から、医療と介護の連携を図るため、医療関係者と介護関係者等にお集まりいただき、夜間に研修会を開催しております。

今年度は年3回の研修会の開催を計画しており、6月実施の第1回目の研修会では、医師、歯科医師、薬剤師、病院相談員、訪問看護師、理学療法士、作業療法士などの医療関

係者と、ケアマネージャー、介護サービス事業者などの介護関係者のほか、地域の支援者として民生委員の皆様の参加もあり、全体で114名による事例検討会を開催したところでございます。

今後も住み慣れた地域で、できるだけ長く健康に生活できるよう、医療と介護、そして地域との連携に向けて研修会などを実施していきたいと考えております。

次に、6点目の介護保険制度の運営に当たる専門職化の推進についてでございますが、近年、地域包括支援センターへの総合相談は年々増加しており、その多くが高齢者虐待をはじめとした困難事例であり、その解決には、法律の専門職、医療関係者、介護関係者や民生委員などの地域住民等を含めた多職種連携が不可欠であり、地域包括支援センターの職員には、資格に加え、地域包括支援センターで多様な経験を積んだ職員が1名以上必要であると考えております。

また、困難事例には、障害者を含め高齢者以外の方がかかわるケースが多く、その内容は多岐にわたることから、地域保健業務や障害者福祉業務など、保健師が携わる他の業務から得られる経験も必要となります。

このことから、市の地域包括支援センター職員の専門職化につきましては、多様な業務経験を積んだ保健師等の配置の推進に向け、検討してまいりたいと存じます。

最後に、7点目の介護サービス情報提供についてでございますが、現在、3年に一度作成しております防府市介護サービスガイドブックは、主に介護サービスの種類ごとに事業所の詳細な情報を掲載したものです。

今後は、これとは別に市民の皆様が見やすい、使いやすい、また、できるだけ最新の情報を掲載した事業所の一覧表を、他市も参考にしながら作成してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） たくさんの項目にわたって御回答ありがとうございました。

まず1点目の地域包括支援センターのことでございますけれども、近年の状況を考えていただいた上で、基幹型センターの必要性を感じていただき、設置をしていくということでした。大変大きな飛躍が見られるのではないかと思います。期待をしております。

質問をさせていただきますが、先ほど御答弁の中にもありましたように、地域包括支援センターは、日常生活の支援や健康面、また、安全面の確保、資産を管理する成年後見制度とか権利擁護の事業などへつなげる取り組みもございます。

大変幅広く支援の必要性があるところなわけですが、それで、総合的な相談事業

ということで展開をしてくださっているわけですがけれども、私もさまざまなセンターの方と接する機会がありますが、お一人として欠けられない状況、手いっぱいの中での取り組みをしてくださっているということが伝わってまいります。

そういった意味で増員が必要ではないかということと、フルハンドで市内全体を包括できる基幹センターの必要性を感じたわけでございますけれども、そういった面と必要な活動費についても、しっかり財源の措置が必要なのではないかということを感じております。

地域包括支援センターに行くの、ちょっと大変よねという方が増えてもらっては困るわけです。この大事な大事な基幹センターである地域包括支援センターを継続させていくためには、活動費等の項目もしっかりと充足をしていただいて、十分な財源措置が必要なのではないか、このように感じているわけですがけれどもいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えします。

地域包括支援センターの増員とか活動費で、十分な財源措置をとという御質問だと思います。

現在、地域包括支援センターの人件費や活動費等にかかわる委託費用は、介護保険特別会計の地域支援事業費を財源としております。来年度、介護保険制度が見直されることによって、この地域支援事業が大きく変わります。

今、国では3%という上限を、さらにどうするかという検討をされているところでございます。まだ答えは返ってきておりませんが、市といたしましては、この国の決定内容に基づき対応することになりますが、地域包括支援センターの現在の状況や、今後の新たな役割等の業務量を十分勘案、考慮して、人員配置や財源を確保してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） よろしく願いをいたします。

2点目でございますが、施設中心から在宅中心のサービスに切りかえをしていくに当たって、さまざまなサポート体制が必要であるということに関しては、定期巡回、随時対応サービスの充実や小規模多機能型の居宅介護のサービス、総合的な対応も必要になってくるわけですがけれども、こういった今後の取り組み、充実をよろしく願いをしたいと思います。

新たに必要になってきますのが、医師会の関係の方々との連携があります。先ほどから、今回新たに在宅医療と介護の連携の担当理事が誕生されたということでございます。合同

会議も実施されております。今後の充実をよろしく願いをいたします。

それから、3点目に関しましてでございますが、認知症のサポーター養成のことでございますが、2, 142名という御答弁でございました。理解者を増やしていくには大変有効な事業だと思います。

先ほど、事例の御紹介で、銀行でしたか、養成講座を受けられた職員さんからの連絡で、事前に防ぐことができた、対応ができたということでございます。やはり意識をしてくださる方を市内にたくさん増やしていくことが必要ではないかと思っております。

また、議長さんには御相談をしておりませんが、職員の方々も全員受講を目標にしているとのことでしたので、私ども議員も全員で認知症のサポーター養成講座を受講する機会もあったらいいのではないかと、そういうふうに思っているところでございます。これはまた追って皆様に御相談をしながら進めていきたいと思っております。

次に、徘徊SOSネットワークの構築でございますけれども、これまでもいろいろなことがございましたので、市としても警察と協議しながら、また、消防等の御協力もいただきながら対応してきてくださっております。

それで、再質問でございますけれども、この協力団体のネットワークの構築とともに、市民の皆様の協力も大変必要になってまいります。1つの有効な方法としては、防府市メールサービスを活用することも有効ではないかと思っておりますけれども、このメールサービスにての今回のSOSネットワーク等に見られるような事例を情報提供して下さった近年の状況がもしわかりましたら、よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） メールサービスによる近年の行方不明情報発信件数ということではよろしいですか。

24年度が7件です。25年度が1件です。26年度は、現時点で1件でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） こういった心配な事例が実際に市内の中でも起きているということでございます。

私も先ほど御紹介をいたしました八王子で行方不明の方がいらっしゃるというメールサービスを見たときに、やはり道中を走っておりましては気になるわけです。そういった方々をたくさんつくるのが有効なのではないかと思っております。改めてこのメールサービスの啓発もよろしく願いをしたいと思っております。

あくまでも徘徊SOSネットワークの構築に向けてということでございますけれども、

そういった構築は、やはり明確に協定等を、たくさんの強力団体に声をかけていただいて進めるべきではないかと思っております。

今年度中に構築するということでございましたので、さまざまな業種、さまざまな団体、さまざまな方々にお声をかけていただいて、しっかりと体制をつくっていただきたい、そのように思うところでございます。

初動が大事だということで、大牟田市の記事にも書いてございました、最初が肝心なんだということでございます。時間が勝負ということでございますので、このネットワークの構築、早急によろしく願いをいたします。

防府市の皆様におかれましては、本当にまちを思って、人を思う土壌があるところだと、私は長年住んでまいりまして思っております。すばらしいネットワークが構築できるのは間違いのないと思います。そして、認知症の方が二度と行方不明にならない、そういったまちにしていきたいと思うところでございます。

それでは、次でございすけれども、次は消防長にちょっとお聞きをいたします。

先進地である大牟田市の取り組みを紹介をさせていただきました。警察からの連絡は消防本部にも行くわけでございます。また、各地区においては、消防団への連絡も入るような仕組みに大牟田市はなっております。防府市におきましても、あらゆる事態に備えて消防本部のお力も大変重要になります。このネットワークの取り組みに関しての御所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（牛丸 正美君） お答えいたします。

行方不明者が発生した際には、消防の取り組みといたしましては、まず、警察署のほうから情報提供があります。これは、住所、氏名、年齢は当然でございすが、行方不明者の特徴、着衣等、この辺につきまして情報提供がございまして、これらに基づきまして、消防職員は情報共有をするという形で、特に救急隊のほうにはそういう情報を出しております。

これに基づきまして、救急搬送等がありましたら、その情報を警察のほうに戻すということでございます。

さらに行方不明が長期化になったときは消防団を活用いたしまして、行方不明者の捜索ということを行っております。

先般、8月ですが、議員さんがおっしゃいました行方不明者につきましては、消防団と消防職員で長期間にわたりまして、広範囲にわたりまして捜索等を行いましたけど、発見に至らなかったということでございます。（後刻訂正あり）

消防といたしましては、あらゆる角度、方面で情報提供を受けたことについては、搜索等、調査等はしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） どうか今後ともよろしく願いをいたします。

次の質問でございますが、厚生労働省は、この8月6日に身元不明の認知症、高齢者等に関する特設サイトの設置及び運用について、各都道府県に通知をいたしました。徘徊の先で身元がわからない認知症の方などをホームページ上にアップし、情報を得る取り組みでございます。地方自治体と厚労省のリンクで圏域を超えた搜索活動に資するようにしたものでございます。

防府市としても、このサイトを活用すべきではと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 国のサイトを利用したらどうかという御質問だと思います。

現在、厚生労働省が特設サイトを出しておりますけれども、県内では、身元不明の高齢者を保護している萩市が、この厚生労働省のサイトにリンクして活用しております。防府市でも、まだ身元不明高齢者の事案は出ておりませんが、こういうことがあれば、事案が発生した場合には、この国のサイトとリンクということで活用したいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 防府市の方がどこに行かれても、隣接の山口市さんや周南市さん等で発見をしていただくということもあるわけです。反対に、近隣の市からこちらのほうに来られた方々をやはり守っていくということも大事なことでございます。その一つのツールとして、こういったサイトもあるわけですので、その際はぜひとも御活用をよろしく願いをいたします。

それから、次でございますけれども、地域包括ケアシステムの構築については、あらゆる職種の連携が必要ということを主張してまいりました。その連携を取るための拠点が重要だということでございます。

地域ケアの個別の会議の場所、それは先ほど御答弁にもありましたけれども、なかなか使いづらい状況が実際でございます。介護の事業所の会場提供等は本当にありがたいことでございますけれども、公民館等は、今の時点では、市を通さないと借りられないとか、なかなかお部屋が空いていないので借りられないということでございます。

また、老人憩の家等もお隣に管理者の方が住んでいらっしゃるればすぐお借りはできますけれども、なかなか管理者がおそばにいらっしゃらない場合もございますので、すぐさまは借りられない。予約をしながら借りていく方法は、もちろん取れるわけでございますけれども、いろいろな意味で、この地域包括の方々を中心に行う地域・個別のケア会議、この場所の確保というのが今後、重要になってくるのではと思っております。

本当に1人の人を支援していくことは時間もかかりますし、大変な取り組みでございます。現地調査も必要となれば、どこで連携を取って行けば効率的で効果的か、今後、拠点の確保というのは本当に重要だということを感じております。

公民館を地域交流センターにというのが私の願いではございますけれども、すぐにというわけにもいきません。そういったことから、公民館の活用に関して、もう少し使い勝手がよいことを早急に対応していただきたいと考えておりますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 今、公民館の使い勝手がいい方法ということでございます。

公民館は社会教育施設でございますので、当然、使用に当たっては、あらかじめ許可を受けなければならないということでございます。こういった制約があるということは、以前にも一般質問のほうで申し上げております。

ただ、こういった地域ケアの関係、いろんな問題点がございます。公民館が、例えば地域交流センターというような多機能な機能を併設するような形のものであれば、また使い勝手がよくなるのではないかと思います。

今から、将来に向けてそういうふうな形のもがいろいろ出てくると思いますので、この点につきましては、研究させていただきたいと考えております。

それと公民館をお使いになる場合、これは当然、市の業務をセンターのほうにお願いをしてやっていただいております。当然、公益、公共ということの事業の中で無料と、使用料の減免、そういった形で使っていただくということになっております。ただし、公民館は公民館事業といたしましてかなり制約がありますので、空いたところを使っていただけるような形をお願いしたらと考えております。

申請等につきまして、なかなか面倒くさいということがございましたら、その点につきましてはいろいろ善処させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 地域包括支援センターも市の委託を受けられて、市民の皆様

の福祉向上のために頑張っておられるセンターなわけでございます。

そういったことから考えますと、地域包括支援センターから直に公民館への申請がスムーズにできるようにしていただきたい、それが私の願いでございます。

市を通さなければならないとか、手続き上のいろいろなことが重なりますと、緊急性のある場合というのは、そうそうあるわけではございませんけれども、やはり地域連携の拠点が必要になってくる時代に入るわけでございますので、営利目的のために公民館を使用するということではございませんので、センターの職員の皆様からの直の申請で許可が出していただけるように、もちろんお部屋が空いていればということでございますけれども、そういった使い勝手のいいお取り組みにぜひとも前向きに検討していただきたい、そのように考えているわけでございます。

公民館を地域交流センターにして、地域の皆様のために幅広く活用できるようにということはずっと要望をしてまいりました。たくさんの人を守るための連携をできる場所の提供をどうかよろしく願いをいたします。

時間もなくなりました。今後の地域包括ケアシステムの構築に向けて、全力のお取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（牛丸 正美君） 先ほど行方不明者、未発見、8月と申しましたけど、3月に搜索した行方不明者が未発見ということでございます。訂正いたします。

○13番（高砂 朋子君） ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、13番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、16番、吉村議員。

〔16番 吉村 弘之君 登壇〕

○16番（吉村 弘之君） 「自由民主党一心会」の吉村でございます。このたびは広島市内で発生した土砂災害により、多くの方が亡くなられ、お悔やみ申し上げますとともに、被災した方々にお見舞い申し上げます。

また、行方不明になられております方々の早期発見を願うとともに、一刻も早い早期復旧を願っております。

それでは、通告の順に従い、大きく3つのことについてお伺いします。

まず1つ目は、国が進める地方活性化政策「まち・ひと・しごと創生」についてです。

今求められている地方対策は、一時的な景気浮揚策ではなく、人口減少や高齢化社会に

対応できる社会へのつくりかえで、地域の構造変化を的確に見据え、その自立を力強く後押しする政策であると考えます。安倍総理が自身を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」を9月に創設し、秋の臨時国会に地域支援のための関連法案を提出する予定であるなど、地方の人口減少対策や経済活性化に本格的に取り組み始めたところです。

総務省の国勢調査などによると、全国の人口は2010年時点で1億2,806万人、2008年をピークに減少し、2050年には9,708万人に落ち込むと推計されています。地方の消滅を許せば、日本の国力そのものが衰退します。数十年先まで見越して、日本を一からつくり直すとの気概と展望を持った構想を練る必要があります。

そこで、総務省は人口20万人以上の地方中枢拠点都市構想を進め、国土交通省は人口10万人以上の複数の都市が連携する高次地方都市連合構想を提唱しています。

また、経済産業省は全国を243の経済圏に分けた都市雇用圏構想の整備を打ち出し、農林水産省では基幹集落の整備とネットワークづくりを検討しているところです。

しかしながら、本市の都市の人口構造は郊外型となっており、平成22年の国勢調査では、昼間人口が11万4,573人、夜間人口は11万6,661人となっており、昼間の人口のほうが少ない状況となっています。この結果、昼夜間人口比率は98.8%となっています。昼間の人口が少ないということは、市外に働きに出ている人が多いということで、中でも周南市への流出超過人数は1,521人となっています。

このことは、総務省の定住自立圏構想の中心市の要件である昼夜間人口比率1以上を満たせていないという状況であり、このままでは各省がこれから推進しようとしている地方活性化のための構想要件に該当しない状況となる可能性が高くなります。

国土交通省は、人口10万人以上の市を中心市とした圏域で、一般道を通して自動車で60分以内の範囲を都市圏としています。都市圏の人口が30万人を割り込むと、百貨店や大学、救急救命センターなどの高度な都市機能の維持が難しくなるとされており、地方都市が連携して、全体として30万人を割り込まないようにする必要があります。

しかしながら、山口県においては周南市、それと山口県と防府市の連合の都市圏が50年に人口30万人を割り込むと国土交通省は見ています。こうした都市圏の人口減少に対し、国交省は隣接する地方都市が高速道路などのネットワークを活用して連携し、30万人規模の人口を確保することを提案しています。50年に一度とも言うべき交通革命や新情報革命が今後本格的に幕をあけることで、地域の多様性と連携が高まるとしています。

これを原動力に国土をコンパクトプラスネットワークという地域構造でつくり上げ、多様性に富んだ地域間で人・物・情報の交流を活性化させる対流を引き起し、国全体の生産

性を高める対流促進型国土の形成を目指すこととしています。

そこで、行政が取り組むべき最優先課題は、道路網による地方都市の連携を着実になし遂げ、サービス業への就業機会の増大のための、近隣都市との観光ネットワークを構築することであると考えます。

そして、忘れてはならないのが、過疎に苦しむ農山漁村地域の活性化です。店舗等の撤退、縮小により生活の利便性が低下するとともに、空き家、耕作放棄地といった遊休資源が増加しています。

一方、団塊世代が定年退職を迎える中、農村を訪れて農ある暮らしを楽しみたいと考える人々の動きが顕在化しています。このような状況を踏まえ、福祉、教育、観光等の連携に農山漁村の空き家などの地域資源を活用して、都市住民との交流及び農村定住環境を整備し、農山漁村集落の活性を進めるとともに、田舎暮らし希望者の受け入れを促進して、人口減少を食い止める必要があります。

そこで、2点についてお伺いします。地方都市間の連携に向けた取り組み、特に道路、観光について本市のところについてお伺いします。

2点目、農林水産省の今進めている空き家・廃校活用交流プロジェクト事業による集落拠点施設等の整備の可能性と、掘り起こしの取り組みについてお伺いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（行重 延昭君） 16番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。それでは、御質問1点目の地方都市間の連携に向けた取り組みのうち、まず道路についてお答えをいたします。

本市におきましては、本州の動脈でもある国道2号が、東は周南市、西は山口市へとつながっており、また国道262号が山口市、そして萩市へとつながっております。防府市と他市をつなぐ国道及び主要県道などの幹線道路は、本市の産業、経済、観光等の各分野に多大なる影響を及ぼす施設であり、かねてより国及び県に対し幹線道路の整備促進について要望を行ってまいっております。

国道2号の整備につきましては、国土交通省におかれまして本市に隣接する周南市戸田地区の整備に引き続きまして、富海地区の慢性的な交通渋滞を解消するため、富海拡幅事業が進められております。事業の進捗状況ですが、測量調査や用地補償交渉が順調に進み、今年度からは本工事に着手されており、本市も早期完成に向けて関連工事を行うなど、事業協力を行っているところでございます。

また、本市の西側、大道地区につきましては、交通安全対策として平成26、27年度で市西交差点周辺の整備が行われる予定となっておりますが、引き続き山口市方面への事業促進が図られるよう要望を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、観光の地方都市間の連携の取り組みについてでございますが、情報発信やイベント、観光ルートの設定などを周辺自治体や共通の地域資源を持った自治体と連携して事業を実施することは、高速道路網の整備などに伴う観光客の行動範囲の拡大や、観光ニーズの多様化に対応するための有効な手法であると考えております。

隣接する周南市とは、自治体の枠を越えた広域観光力の強化を図るため、平成20年8月に観光振興協定を締結し、スタンプラリーやイベント、商業施設や道の駅、高速道路サービスエリアでの観光キャンペーンなどの合同実施や、広域観光ルートの商品化への取り組みにより、連携活動を充実させているところでございます。

また、大平山ロープウェイと徳山動物園を御利用のお客様へ、相互に割引券を発行する施設間相互PR事業の実施によりまして、大平山ロープウェイの増客にも大変貢献をしていただきました。

一方、山口市とは両市をつなぐ歴史の道百選にも選ばれている萩往還を活用した連携に取り組んでいるところでございます。

平成元年9月22日、萩往還及び萩往還関連遺跡が国指定史跡に指定されて以来、それぞれの市において道標の整備や萩往還ルートマップの作成などに連携して取り組み、平成13年には当時3市1村の首長などで構成する歴史の道萩往還連絡協議会を設立し、萩往還ウォークの開催や散策マップの作成などを実施しております。

その後、歴史の道萩往還資源活性化事業推進委員会において、パンフレットや冊子を発行するなど、現在、それぞれの市の行政と観光協会、商工会議所が共同して萩往還の魅力を発信しているところでございます。

平成23年には、萩往還観光誘致制度創設委員会が設立され、その歴史や文化を歩きながら学ぶ体験学習観光メニューの開発、発信や滞在型旅行商品の造成、それを受け入れる体制づくりの整備を実施いたしております。平成30年に明治維新150年を迎えますので、広域連携の取り組みをさらに充実させてまいりたいと考えているところでございます。

観光の地方都市間連携は、地域間の交流人口の拡大による観光産業の振興と地域経済の活性化につながりますことから、今後とも取り組みの充実強化を進めてまいりたいと存じます。

以上、1点目について御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 総合政策部でございます。2点目の農林水産省の空き家・廃校活用交流プロジェクト事業による集落拠点施設等の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、当プロジェクトの対象となります中山間地域でございますが、山口県では地域振興5法の適用地域及び農林水産省の農業地域類型区分によります山間農業地域、中間農業地域を中山間地域として指定しておりまして、防府市の場合、まず小野地域が「特定農山村地域における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律」、これに基づきまず特定農山村地域として、また、野島地域が「離島振興法」に基づく離島振興対策実施地域として、さらに、右田及び富海地域が農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域としまして、中山間地域に位置づけられているところでございます。

このうち、農林水産省の空き家・廃校活用交流プロジェクト事業が適用されます地域は、地域振興法5法の適用を受けます小野地域、野島地域となります。

市といたしまして、現在のところ両地域の御要望として把握しているところでは、今回のこの空き家・廃校等の遊休施設を活用して、地域の拠点施設をつくるというこのプロジェクトに該当する御要望については、お聞きしてはございませんけれど、今、小野地域では、今後計画をしております公民館の建替え、この機会にあわせまして、地元で御要望を取りまとめられておると伺っております。

また、野島地域では野島漁村センターの改修工事につきまして御要望がございまして、今年度、離島に対する県の補助事業であります離島の定住・交流サポート事業を活用する、これを実施することといたしております。

市といたしましては、中山間地域の振興を図るため、国、県の制度もしっかり活用しながら、積極的に支援に努めてまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 16番、吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 答弁ありがとうございます。

まず、1点目の都市間の連携に向けた取り組みは、今、部長の説明があったように、国道などを中心として、今、着々と整備をされていると私も考えております。

ただ、先ほども申したように、やはり地方都市というのは道路をよく整備をしていかないといけないとともに、やはり市長も今、雇用にすごく頑張っておられまして、防府の雇用のために頑張ってくださいと思いますが、やはりネットワークを大切に、地方間の連携をやっぱり強めていただきたいなと思っております。

特に、道路を取り上げたのは、観光という意味を含めまして、いろんな旧萩往還とか、

旧山陽道も含めて、こういう連携の取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

2点目のほうの空き家・廃校活用交流プロジェクトというのを取り上げさせていただきたいのは、最近、本来なら農産物の直販所とか、そういう農村とか漁村の方たちが生産物を直接売るところの補助金はないかというところで、いろいろ調べていたんですけども、なかなかいい補助金が昔はあったんですが、今はないということもありまして、こういう空き家を使ったプロジェクトで、まずは人を呼び込んで、その後いわゆる農村地域の活性化のために、そういう、できれば経済を回す施設も含めて、御検討願いたいと思います。

そこで、ちょっと再質問させていただきます。実は、前々から国道262号が災害にもともとあんなに弱い国道だとは思わなかったので、以前から要望がある市内の自由ヶ丘から山口市小鯖に抜ける一般県道大内右田線というのが路線上あります、通行はできません。これが、なぜこんなことを申し上げるかという、国道262号が大雨のときは通行どめになってしまうという現状もありまして、今、山口に通行どめになった場合は、切畑のほうから回らなきゃいけないということもあります。

これについては、今のところまだ道が通り抜ける状況でもないもので、こういう国道262号を補完するという意味も含めて、これが第2の基幹道路であると私は考えておりますので、そういう早期の整備が必要と考えていますが、これはいかに市のほうで取り組まれるかお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきますと思います。

御指摘にもございましたように、本市と山口市を結ぶ国道262号、平成21年7月の豪雨災害時には通行どめとなりまして、またその期間が長期化したことから、私ども防府市民生活はもとより、地域の経済も多大な影響を受けたことは私も記憶いたしております。

既に砂防堰堤等が設置され、安全性は従前に比べ一層高まっておりますが、議員御指摘のとおり、国道262号の補完道路として位置づけられておりますので、早期に整備されるよう今後も要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） ありがとうございます。ぜひ、一応国道の整備が終わったら、——終わったらという言い方は本来まずいんですけども、ぜひ早急にやってほしいんですが、国道の右と左が整備できれば、今度はやっぱり縦のほうを一生懸命防府市としても県のほうに要望していただきたいと思います。

それでは、2番目のやまぐち幕末ISHIN祭と防府市の観光について質問させていただきます。

やまぐち幕末ISHIN祭プロジェクト推進委員会では、2015年NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の放映、さらには2018年に明治に改元されてから150年という節目の年を迎えるに当たり、幕末維新をテーマとした情報発信や観光客の受け入れ体制整備などの取り組みを、県、県観光連盟、市町関係団体等と連携しながら進めることとしています。

県では、このたび幕末維新を広く情報発信をすることを目的として、山口の観光、旅行情報ウェブサイト「おいでませやまぐちへ」の中に、やまぐち幕末ISHIN祭特設サイトを開設いたしました。

吉田松陰先生の妹、文さんが主演となり、山口県が主要な舞台となる大河ドラマ「花燃ゆ」が、平成27年1月から放送されることが決定いたしました。この大河ドラマを契機とし、平成30年の明治維新150年に向けて、山口の食や温泉、歴史、文化など、本県の魅力を丸ごと体感していただける官民一体となった取り組みを実施し、全国から多くの方に山口県に来ていただけるよう、効果的かつ持続的に幕末維新をテーマとして総合キャンペーンをドラマゆかりの地のみならず、全県で展開していくこととしています。

そこで、4点についてお伺いします。

1点目、NHK大河ドラマ「花燃ゆ」における山口県萩市及び群馬県前橋市との連携の状況はいかがでしょうか。

2点目、やまぐち幕末ISHIN祭特設サイトにおける本市の観光スポット掲載状況についてお伺いします。

3点目、大河ドラマ館前売り券発売状況、これが9月30日までは市民半額ということもありまして、これがわかれば教えてください。

4点目、平成30年の「明治維新150年」に向けての本市の取り組み状況を教えてください。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、幕末ISHIN祭、防府市の観光についてお答えを申し上げます。

大河ドラマ誘客おもてなし事業における山口県萩市及び群馬県前橋市との連携について、まずお答えします。

山口県におかれましては、NHKとの連携企画の展開の一つとして、本市が開設するドラマ館に対しまして、山口県の誘客の目玉となる施設という考え方に基づいて、先般、ド

ラマ館の設計、展示に係る支援を公表されたところです。

また、広報宣伝活動につきましては、県外活動、例えば9月に名古屋市内で開催された20万人を集客するイベントや、12月に京都市内で実施する「やまぐち幕末ISHIN塾in関西」での共同展開について、大阪事務所において調整をいただいております。

今後は、誘客対策として県内他市と一緒に幕末維新をテーマとしたストーリー性のある旅行商品の企画造成について協力支援を要望してまいりたいと考えております。

3市間においては、NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の主要人物として登場する小田村伊之助こと男爵楫取素彦を御縁に、3市長がことしの1月21日に東京で懇談をし、3市連携を合意したところであります。その後も、機会があるごとに協議を重ね、事業を進めております。前橋市からは市長をはじめ副市長、教育長の皆様にもお越しをいただいております。来訪された際には、防府市として市長、副市長や教育長が率先して対応しております。

特に、経済活動や文化教育交流の活性化、ブランド力の向上などを目的として地域づくりに役立つよう、意見交換をいたしております。

現在の予定といたしましては、首都圏への情報発信を目的として、11月26日に都内の椿山荘で開催をする合同シティセールスや、来年1月に前橋市内の商業施設で開催をします合同物産展などを計画しております。

また、3市の小学校交流や民間交流の促進に向けた準備を進めているところであり、今後もより一層連携を深め、情報発信に努めてまいりたいと存じます。

次に、やまぐち幕末ISHIN祭特設サイトにおける防府市の観光スポット掲載状況についてお答えをします。

やまぐち幕末ISHIN祭特設サイトは、ことし7月23日に「おいでませ山口」のホームページの中に開設をされております。防府市の観光スポットにつきましては、幕末維新ゆかりの地の山口・防府エリアという項目の中に、楫取素彦夫妻の墓や、旧毛利家本邸など、防府市に関する情報が9件掲載をされております。

しかしながら、情報量は十分とは言えない状況でありますので、防府市観光アプリのコンテンツや新たな情報を積極的に山口県へ提供して、掲載していただけるよう、働きかけてまいりたいと存じます。

次に、ドラマ館の入場券の前売り状況でございますが、8月1日にまちの駅「うめてらす」において、ドラマ館開館までのカウントダウンとあわせて、発売セレモニーを実施しまして、同日より「うめてらす」をはじめ、市内の公民館やアスピラート、県内アルク全店舗、全国のコンビニエンスストアや旅行代理店などで発売を開始したところです。

発売状況につきましては、現在8月分の取りまとめ中でございますので、適時まとまり

次第御報告をいたします。

なお、現在、観光協会とともに、市内の企業へのセールス活動を実施しており、特に今月末まで、市内でのみ発売をしている市民早割入場券の購入について、特に積極的にお願いをしているところでございます。

最後に、平成30年の明治維新150年に向けての本市の取り組みでございますが、今回の大河ドラマ誘客おもてなし事業の成果を生かし、平成25年度から取り組んでいる「幸せます」をコンセプトとした観光地づくりに磨きをかけ、平成30年に向けてさまざまな事業におもてなしの心で事業を推進し、防府の観光力、観光地ブランド力の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございます。ちょっと残念なのが、前売り券状況は今8月に売り出したばかりで、ちょっと9月の当初に間に合わなかったということなのですが、市民の早割250円で買えるのが9月末ということなので、9月末の状況はぜひまたお知らせ願いたいと思います。

今回、やまぐち幕末ISHIN祭というのを取り上げさせていただいたのは、明治維新150年という節目の平成30年に迎えることもありまして、今、大河ドラマのこれに終わらず、一過性に終わらず、次々と防府市のほうも手を打っていただいて、防府の観光がなかなか地域の活性化というか、経済のほうに回っていかないという状況もあります。

というのが、どうしても宿泊とか、そういう食べるところが山口とか萩のほうにとられてしまって、通過型になりがちなんではないかなということもありまして、なるべく地域のほうにお金が回る仕組みを、これから150周年に向けてどんどん手を打っていただきたいということを考えております。

そこで、ちょっと再質問させていただきます。県では、ことしからスマートフォン用の観光アプリを開発する予定ということになっております。既に、防府市においては、この観光アプリというのがもう開発されていまして、一応ぜひ県と連携をしてほしいと思っておりますが、これについての要件についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） まず、観光アプリについてお答えします。

本市の観光地の紹介、それから道案内を中心に、さまざまな機能を盛り込みましたスマートフォン向けの観光アプリにつきましては、名称が「防府市観光地の魅力」といいますけど、これを本年の2月に公開をいたしました。

公開から8月末までのダウンロードの状況ですが、アンドロイド端末で550件、 아이폰が927件で、合計1,477件のダウンロードの状況があります。利用者の声といたしましては、観光地の紹介、それから道案内の機能もよいが、現場でしか取得できないシークレット機能や、「ぶっちー」と記念撮影ができるスタンプ機能など、遊べる要素が多いという声もいただいております。この魅力を持続させるためにも、情報の更新や新規のコンテンツの作成を随時行っているところでございます。

県におかれましても、このたび全県周遊型のスマートフォン向けの観光アプリの開発に取りかかれておりますけど、まだ取りかかり段階ということで、関連づけにつきましては、アプリの開発の直前ということもありますので、どの程度の関連づけが技術的にできるかということは、なかなかちょっとわからないところでございますが、本市と県のアプリで相互に紹介やリンクを張るといったPRは可能ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） ありがとうございます。今から県のほうが開発していったら、どこからダウンロードしたらいいかというのは、当然ホームページとかありますので、防府市のほうも、こっちに行ったらアプリがダウンロードできますよとか、そういう連携をぜひ県のほうにお願いしていただきたいと思えます。

というのが、先日大楽寺のほうで、楫取文さん命日ということで、市長さんもニュースの、後ろのほうで、私、拝見させていただきました。私の娘が、井上真央ちゃんが来てるので大楽寺に行きたいというのをスマートフォンでニュースをキャッチして、いや、今ごろ行ってもいないよということの中で、やはり今の若者はスマートフォンで情報を得ているということがありますので、この開発はもう既に済んでいるわけなんですけども、日々の進化とか、連携をよろしくお願いしたいと思えます。

一応ちょっと質問の通告になかったんですけども、今回の予算の中で英雲荘の来場される方のための仮設トイレが、約1,600万円ほど計上されております。幕末維新150年というのは、平成30年まで続くということになりますので、こういう仮設トイレで1,600万円というのは、大河ドラマのために必要なものということでもありますけども、やはり英雲荘の横に、近くに恒久的に利用できるトイレがぜひ必要であると考えております。来年度の予算に向けて検討していく必要があると思えますが、市長の御意見をぜひ伺いたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） せんだっても御質問があり、その折に答弁をいたしておりますが、今までの経緯もございますので、そこらあたりを慎重に検討していく必要はあると。

私としては、ああいう提案を3年前にいたしておりますので、その必要性を大いに痛感をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 必要性はお互いに必要であると感じておるということで理解いたしておりますので、ぜひこの点については、御健闘をよろしくお願いします。

次に、土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定と、防災計画等についてお伺いします。

防府市については、平成20年3月に土砂災害警戒区域の指定を完了していますが、県において土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を平成26年6月13日に行いました。

また、8月20日未明、記録的な集中豪雨により、広島市内では同時多発的に土石流が発生して、住宅地に襲いかかった災害が起こりました。死者、行方不明者は8月末現在で70名以上に上っております。

広島市で大規模な土砂災害が起きた現場は、山際近くまで住宅地が広がっています。現場付近は昭和40年代からの人口の増加に伴って開発が進み、崖の下や谷の出口付近まで宅地が造成されたということです。

広島市では15年前の平成11年にも、梅雨前線による大雨で広島市や呉市を中心に300カ所以上で土砂崩れや土石流が起き、31人が死亡し、1人が行方不明になりました。このときには、今回土砂災害が起きた安佐北区と安佐南区でも合わせて6人が亡くなっています。

この平成11年の広島の土砂災害がきっかけとなって、「土砂災害防止法」という法律ができました。この法律には、土砂災害の危険箇所を一般の人たちに知らせて、避難体制を整えるとともに、特に危険な場所にはなるべく住宅を建てないようにして被害を減らしていこうという狙いがあります。

この法律ができる前は、土砂災害の危険箇所には砂防ダムなどの施設をつくって、対策を進めることが中心でした。しかし、全国の都市部に人口が集まって、山際まで住宅の開発が進むようになり、土砂災害の危険箇所が増えて施設の整備が追いつかなくなりました。そこで、発想を変えて対策を進めることにしたのが「土砂災害防止法」です。

都道府県が調査をして、土砂災害のおそれのある地域を指定します。住民に土砂災害の危険が及ぶおそれのある地域は「土砂災害警戒区域」、また大きな被害が予想される地域

は「特別警戒区域」となっております。警戒区域では、市町村が日ごろから危険な場所と避難場所などを住民に知らせておき、避難勧告などを確実に伝えて避難してもらう仕組みをつくりまします。また、特別警戒区域は、新たに宅地を開発したり、家を建てたりするのを制限する一方、安全な場所に移転する場合には、金銭面で支援する仕組みです。

今回、被害に遭ったそれぞれの地区にどんな指定が行われ、どんな取り組みが行われてきたか、まだはっきりしていませんが、広島県はこの法律ができるきっかけとなる災害が起きた県で、全国的に見ても取り組みが進み、住民の防災意識も高いと見られてきました。にもかかわらず、15年前と同じような災害が起きたことに、土砂災害の関係者はショックを受けております。

防府市においても、21年に起こっております土砂災害は、人ごととは考えられません。土砂災害防止法の趣旨は生かされなかったのか、また、その取り組みを進める上で何が足りないものがあったのかという観点から、今回の災害をしっかりと検証して、全国や本市の対策に生かす必要があると思います。

雨による災害の中で、土砂災害は対策の難しい災害です。大雨が降ると、山の斜面が崩れることはわかりますが、専門家でもどのぐらいの雨が降ると、どこの斜面がいつ崩れるかを正確に予想することができないからです。

現在、気象庁と各都道府県の砂防の部局が協力して、土砂災害警戒情報を発表していますが、土砂災害警戒情報は、これが一般的に100回発表されて、実際に起こるのは4回ぐらいということになっております。しかし、これは土砂災害警戒情報が当たらないということの意味しないと思います。結果的に発生しないことが多いものの、それはたまたまよかったというべきで、危険性が非常に高まっているのは間違いないからです。

つまり、これが今の科学が土砂災害に迫れる精いっぱい予測だということ踏まえて、自治体や住民は対策を考える必要があるんです。それは、受け身ではない防災対策をどうつくるかということです。大事なことは、自治体も住民も防災意識を高め、雨の降り方や周囲の異変に細心の注意を払って防災に生かすことだと思います。

そこで、6点についてお伺いします。

1点目、防府市における土砂災害特別警戒区域の指定状況と住民説明について。

2点目、避難場所の位置と必要機能の見直し。これが、土砂災害警戒区域とか、いろんな高潮とか、実はそこが危険な所も避難場所になってるように拝見されますので、その状況をお聞かせください。

3点目、地域の避難所となる学校施設のあり方です。一応いろいろ避難場所はあるけれども、やはり学校施設が一番の地域の避難所になると思います。これの現在の学校施設のあり方

についてお伺いします。

4点目、避難訓練の実施状況と今後の予定。

5点目、地区防災計画について。これについては、平成25年の「災害対策基本法」の改正で、地域のコミュニティの方が中心となって、地区防災計画を定めることができました。この地域住民等が提案した地域防災計画については、市の防災計画に定めるということが、この法律で規定されてます。この取り組みについてお伺いいたします。

6点目、広島土砂災害における本市の支援状況についてお伺いします。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の土砂災害特別警戒区域の指定状況と住民説明についてでございますが、平成26年6月13日に、山口県において告示されました防府市における土砂災害警戒区域は654カ所、そのうち土砂災害特別警戒区域は565カ所となっております。

指定に伴う市民の皆様への御説明につきましては、山口県と市が一緒に対象となる各地域へ出向き、平成26年2月17日から3月13日までの間、市内15会場におきまして説明会を開催いたしております。

次に、2点目の避難場所の位置と必要機能の見直しについてでございますが、避難場所につきましては、平成25年6月の「災害対策基本法」の改正に伴い、本年6月に既に指定しておりました避難場所につきましては、見直しを行ったところでございます。

その中で、指定緊急避難場所につきましては、政令で定める基準に適合する施設または場所を災害の種類ごとに指定することとなっております。原則として、人の命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる安全区域内に立地することが求められております。

本市では、土砂災害におきまして、これまでの避難場所や避難場所への進入路が土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域にある場合には、指定緊急避難場所の指定から除外しております。

また、指定緊急避難場所につきましては、原則として地域にある公共施設などを指定しておりますが、その位置によりましては、住民の方が避難される際、距離が遠い場合もございますので、今年度から自治会または自主防災組織におきまして、地域住民がまずは身近で避難できる場所として、地区一時避難場所を定めていただくなどの対策を促進しているところでございます。

この申し上げた地区一時避難場所は、市が指定するものではございませんが、避難勧告時の対象地域となった場合には、市の指定緊急避難場所に準じて物資の配布などの支援を行ってまいります。

次に、3点目の地域の避難所となる学校施設のあり方についてでございますが、平成21年7月の豪雨災害におきまして、避難場所との情報共有が十分に行えない状況がございましたので、その後、小・中学校の屋内運動場に電話回線及び情報LANの整備を進めております。

また、当時の小・中学校には、避難場所開設における初動に必要な機材なども備蓄しておりませんでしたので、その後、市内の小・中学校26カ所に防災倉庫を設置し、必要となる物資や機材などを備蓄しておるところでございます。

なお、災害時の電源確保の一つといたしまして、現在、市内の各小・中学校の屋内運動場の入り口付近には、太陽光発電式LED外灯を設置いたしまして、夜間における照明の確保なども図っているところでございます。

地域的に大規模な停電時には、行政だけの対応は難しいこともございまして、ライフラインの関係機関等と連携を密にして、対応を図ることが必要となります。このことを踏まえ、避難場所となる施設への停電時の備えとして、開設時に必要となる最低限の電源を確保するための小型発電機につきましても、台数を増やすなど検討してまいりたいと考えております。

また、今回の避難場所の見直しにおきまして、指定緊急避難場所及び自主避難場所となっておりました小野公民館及び牟礼福祉センターにつきましては、施設が土砂災害警戒区域内となるため、その代替施設といたしまして、小野小学校及び牟礼南小学校を指定緊急避難場所及び自主避難場所に指定しております。

次に、4点目の避難訓練の実施状況と今後の予定についてでございますが、避難訓練につきましては、行政が主催して行うものと、地域住民などの自主防災組織などが主催して行うものがございます。

まず、平成21年の豪雨災害検証後におきまして、行政が行う訓練といたしまして、翌年の平成22年度は、小野地域の佐波川河川敷での訓練、翌23年度は、国府中学校の屋内運動場における避難場所の運営訓練を実施しております。

そして、平成24年度からは、徳山工業高等専門学校との共同事業である自主防災組織育成活動事業におきまして、小・中学校での防災出前授業及び自治会やPTAを通じた地域講演会を開催するとともに、向島小学校への避難訓練を実施するなど、地域の避難訓練との連携を図っているところでございます。

さらに、平成25年度には西浦地域を対象に、西浦小学校屋内運動場への避難訓練を予定しておりましたが、台風の接近により中止となりましたので、今年度改めて西浦地域における避難訓練を本年11月29日に実施することといたしております。

なお、今年度、平成26年度は、コンサート中に地震発生を想定した避難訓練を、先日7月21日の市民防災の日にあわせて、アスピラートにおいて開催をいたしております。

また、自主防災組織が主催して行う避難訓練等の活動につきましては、活動費の助成をはじめ、市職員及び自主防災組織等、支援協力員を派遣するなどの支援を行っているところでございます。

次に、5点目の地区防災計画についてでございますが、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者といった地区居住者等による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されました。この制度は、地区居住者などが地区の特性などに応じた地区防災計画の案を作成した上で、市の防災会議に対し、市の地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案する仕組みとなっております。

防災におきましては、まず自助として住民お一人おひとりが災害を知り、対応を準備することが重要でありまして、雨が強いときなどには気象情報に注意していただき、早目に避難するなどの判断が必要となってまいります。

また、自治会や自主防災組織といった地域における共助とともに、災害時の要配慮者への支援につきましても、地域との連携が必要となりますことから、平常時から避難行動要支援者の名簿を、避難支援者等の関係者へ提供するため、必要となる内容を定めております。防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例を、本定例会にも上程いたしているところでございます。

さらに、今後は地区の特例を踏まえた実践的な計画が必要になってくると考えられます。市といたしましても、地区居住者等による地区防災計画の作成を通じて、地域における共助意識の醸成や人材の育成が図られ、総合的な地域防災力の向上が期待されることから、今後、地区防災計画の策定につきましても、地域などへの呼びかけや支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、8月20日に広島で発生いたしました土砂災害における本市の支援状況についてのお尋ねでございますが、今回の広島での土砂災害は、平成21年7月の本市における豪雨災害と同様な自然環境下で発生した状況でありましたことから、私は8月20日当日未明、直ちに本市での災害時に救助及び捜査で御尽力を賜りました日本レスキュー協会へ一報を入れるとともに、広島市長、松井市長とも連絡をとりまして、救助犬の派遣の対応をしていただいたところでございます。

さらに、8月26日には支援物資といたしまして、淡如水500ミリリットルを1,200本、安佐南区区役所内の災害対策本部に私が出向いてお届けをし、その直後、広島市役所を訪問し、松井市長にもお見舞いを申し上げたところでございます。

その際、本市の豪雨災害での対応によるノウハウの活用と今後の対応について、協力する旨お伝えをし、副市長とも協議をいたしておられるようでございます。

また、8月29日から30日にかけて、山口県からの要請によりまして、消防本部からタンク車1台と消防隊1隊の5名を派遣し、災害現場での救助救出活動を行っております。

なお、広島市における豪雨災害の被災現場におきましては、現在も行方不明者の方々を捜索中でありまして、ボランティアにつきましては、9月3日まで広島県内に限定されておりましたことから、現在のところ人的な支援は行っておりませんが、今後も必要に応じ、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。今回、広島の災害について、これは人ごとじゃないということで取り上げさせていただきました。

実は、8月29日の朝日新聞に、広島の土砂災害が起きた後に、全国の土砂災害の警戒区域の指定状況というのが新聞に載りました。この中で、広島市は土砂災害の警戒区域を指定したのが37%ということで、全国でも非常に低いほうの数字になっている。当然、山口県は100%を超えております。

その中で、「災害対策基本法」の制定要件になった15年前の土砂災害にもかかわらず、この土砂災害警戒区域、特に特別警戒区域の指定については、非常な困難と、住民説明が必要だと考えております。

住民説明については、県のほうと一緒にやられたということなのですが、この後に当然ハザードマップをつくられて、各市内住民の方にお配りすることと思います。

しかしながら、数字的にもう一個防府市で残念なことがありまして、自主防災組織の組織率というのがあります。いわゆる地区の防災計画とか定める上で、自主防災組織がやはり組織されていないと、その活動がなかなか進まないという状況の中で、平成25年の4月1日現在で、山口県の平均は88.4%なのですが、防府市が69.4%ということで、実は光市が2番目に低いんですけども、これ、光市が75.7%よりも、70%を切り、低いということもありまして、ぜひ、こういうせつかく警戒区域については、100%を超える指定をされて、ハザードマップを使って、いろんな住民配布をするということもあります。

こういう広島で起こったこの災害のときに、ぜひ住民にもその自主防災組織を組織してほしいということの説明と、地区防災計画についてのそういう地区の防災計画を定めれば、市のほうの計画に反映されるんだよということも含めて、いろいろ啓蒙活動をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと広島のように8月、起こった後、県のほうも30人体制で入れかわり、日々日がわりでそのボランティアに行ったわけなんですけど、ある日8時半に到着したら、もう300人ぐらい受け付け、ボランティアセンターに並んで、実は受け付けにすごい時間かかったと。せっかく県からバスを仕立てて行って、センターに着いたら相当待たされて、なんか受け付け終わってたら昼になるんじゃないかというぐらい待ったそうです。

新聞報道によりますと、3,000人ぐらいが押しかけて、1,000人ぐらいが帰されてしまったと。というのが、そのボランティアセンターから、受け付けから実際に必要なところに行くのにマイクロバスが足りない。多く来られても行く手段もないしということもあって帰されたと。

中で、今もう夏休みが終わってしまって、今ボランティアが逆に足りないということがあって、9月4日から広島市については、原則県外の方は受け入れてなかったんですが、10人以上の団体に限って、そういう受け付けを開始したという報道もあります。

いろいろ防府市においても、過去こういうボランティアセンターを設置したり、いろんな経験を持っております。中で、今回広島市に起こったこういう現象も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

というのが、備えは幾らあっても足りないことはないと思いますので、その辺の今回を機に、一気にというわけにいかないかもしれませんが、組織率を高めることとか、そういうボランティアが実際に来たときの、以前防府で困ったことが、実際にまた広島でも起こっておったり、実はダンボールでいっぱい災害支援物資が来て、もう要らないんだということをホームページに載せておられます。

物すごい来てしまって、さばく人がいない。だから、ダンボールだけが積み上がっているという状況もあるというふうに聞いております。その辺については、また今後の検討課題ということで、よろしくお願ひします。

あと再質問させていただきます。

今、国土交通省がタイムライン、事前防災行動計画ということで、事前にもう来てから出すんじゃなくて、事前にこういう場合にはこういう行動を起こそうということの事前防災行動計画というのを定められつつあります。防府市においても、国土交通省の佐波川国道河川維持事務所については、このタイムラインを定められて、実際にそれを策定して運

用しようということになっております。

この重要性というのは、やはり事前に備えておくということもすごく重要だと思うということと、これの佐波川のそういうタイムラインに沿って、市においてもこういう事前防災行動計画ということを決めるべきではないかということをお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） タイムラインについてでございますが、まず佐波川タイムラインというのは、中国地方整備局山口河川国道事務所が大型台風の影響による佐波川の氾濫を想定しまして、その被害を最小限にするために、また本市が沿岸住民への避難勧告を適切に発令できるように、72時間前から時系列において整理をして作成をされているというものでございます。

先日、テレビ報道で取り上げられたようでございまして、おかげさまでかなりの方がお知りになるということになりまして、それはよかったですと思っております。

タイムラインというのは、今この佐波川のように72時間前というふうに、いわゆるそのある一定の予測ができるものについて、タイムラインというのは設けるということでございます。

導入のメリットといたしましては、事前に、いつ、誰が、何を、そういうことを厳密に時系列で定めることによりまして、先見性のある判断、それから確認漏れを防ぐ、あるいは組織間のばらつきを防ぐというふうな効果があるということで、非常に重要なものであるというふうに思っております。

ただ、今言いましたように、72時間前とか48時間前とか、ある一定のその時間の経過が予測できるものということになりますので、今、例えば、具体的には何も御質問じゃなかったんですが、例えば津波みたいな場合は、これはタイムラインをつくるよりも、とにかく逃げろというようなことになると思います。

そういう短期的なもの、ある程度見越せるものと、そういうふうなもののメリット、デメリットを考えながら、どういうことで、どういう場合にタイムラインが引けるのか、あるいは考えていけるのかということは、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） ありがとうございます。せっかく佐波川でそういうタイムラインというのを定められていますので、防府市において一番大きな河川であります。一番

そこが決壊してしまうと、すごく大変な災害になると思いますので、ぜひ国のほうと連携していただいて、御検討をよろしくお願いいたします。

次、もう一つ質問させてほしいのが避難場所、先ほど学校施設のあり方ということで、発電機等も要るということなんですが、今LANを配線したり、いろんな方が来る中で、やはり停電になってしまうと、せっかくのLAN配線も使えないとかあります。避難場所での停電時の対策を強化する必要があると思います。

小学校の体育館を使った避難訓練が、今どのようにされているかということと、停電時の対策について、先ほども太陽光発電を使ったLEDの防犯灯があるということなんですが、スポーツセンターぐらいにあんなにたくさんあれば、やはりすごくいいんですけど、今校舎に1カ所しかないということで、やはりちょっと足りないんじゃないかということと、発電機もいっぱいあればいいというもんじゃなくて、やはり、例えば電気自動車であれば、そこに駆けつけて発電機のかわりになるとか、いろんな多様な対応策というのがあると思います。そういう、これからのことだと思いますけど、停電時の対策等について、どのようにお考えか、再質問をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、小学校を使った避難訓練の状況と停電対策でございますけれども、先ほども市長答弁の中でも申し上げましたけれども、これ小学校じゃないんですけど、平成23年度に国府中学校体育館におきまして、自治会及び福祉施設の避難訓練を予定しておりましたけれども、これはちょっと悪天候がありまして、避難所運営訓練のみに規模を縮小して実施しております。

それから、平成24年は、大潮の満潮と台風の接近に重なったという高潮災害を想定いたしまして、向島小学校体育館、それから指定障害者支援施設ゆうあい、この2カ所で避難訓練を向島地区で実施いたしました。

その際、向島小学校体育館では、受け付けとか避難者カードの記入とか、あるいは各自自治会ごとの避難状況、それから安否確認などの避難所運営訓練も行っております。

平成25年、これは西浦小学校を利用してやろうとしましたけれども、先ほど申し上げましたように、台風が接近いたしまして中止となりまして、ことし11月29日、改めて、今度は津波の災害を想定した避難訓練を実施する予定にしております。

それから、災害時に避難所となる小学校の体育館等の電源でございます。電源につきましては、非常に悩ましいところがございまして、大規模停電になったときには電源がないということで、いわゆる避難所として活動するために十分な電源を得ようと思えば、

大型といいますか、民間が持っております比較的大型の発電機、これをリースしてくるしかないというのが現状でございます。

小さい電気であるとか、あるいはちょっとパソコンを使うとかいうのであれば、小型の発電機、何台か持っておりますので、そういうものを持って行って使うということになるかと思っております。

ただ、災害がちょっと規模が大きくなりますと、そういう大型の発電機というのは、あっちやこっちにたくさん需要がございますして、なかなか手に入らないという、これ、ちょっと現実に対応しきれない部分が出てくるというのは、認識はしておりますが、かといまして、いわゆる市がそれを保有して持つておくということが、またこれが、機械は使わないとだめになりますので、なかなか難しいと、相当なこれはジレンマがございます。

今、議員御提案いただいたような、電気自動車の使用というのは、象徴的に民間企業PRしておりますけど、現実的な問題では少ないというふうには思っておりますが、今後そういうふうないろんな形で電源を賄うようなことは、考えていかななくてはいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 答弁、ありがとうございます。もう時間がなくなりましたので、最後は要望ということで、やはり避難所というのは電源が大切だと思います。いろいろな手を使ってやる必要があるのと、今小学校、中学校の改築があります。これに備えて太陽光とか、屋外で活動するときの屋外で使える電源対策とか、やはり避難所だけじゃなくて、そういう災害の活動について屋外でも使えていかなきゃいけないとか、いろんな多様な対応が必要だと思いますので、ぜひ今後のそういう小学校とか中学校の改築においては、太陽光を使うなり、発電もそうなんですけど、電源についてぜひ考慮していただいて、整備を進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、16番、吉村議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時 1分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（行重 延昭君） それではおそろいでありますので、休憩を閉じて会議を再開いたします。午前中に引き続いての一般質問であります。

次は、6番、和田議員。

〔6番 和田 敏明君 登壇〕

○6番（和田 敏明君） こんにちは。広島・岩国での豪雨土砂災害において被災された方々に、心より御冥福またお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

私は議員にさせていただいてから、ペーパーの使用料が非常に気にかかっておりました。その折に、先輩の山根議員よりペーパーレスの質問がなされ、今後しっかりと検討していくべき課題の一つと考えておりましたので、ペーパーレスも含めた質問をさせていただこうと思います。

まず、定期的な情報伝達の媒体のあり方についてお尋ねいたします。現在、IT時代にもかかわらず、市、県、関係団体などから市内の各世帯に情報を伝達する手段としては、印刷物で各世帯に配布されることがいまだ主流となっているのではないかと思います。とは言うものの、一方では、市広報ほうふ、議会だよりは防府市のホームページで、県広報紙ふれあい山口は山口県のホームページで、社協だより防府は、防府市社会福祉協議会のホームページで閲覧ができる状況にあります。

このような状況下、特に若い人からよく問われる中に、毎月1日と15日の2回配布される市広報などはインターネットのホームページで見ることができるので、配布をとめてもらいたい。しかし、現実的にはたとえ不用と思っても、毎月2回は必ず配布されるため、ごみとなり増え続けるので何とかならないかということです。

これらのことを踏まえ、これまでどおりの印刷物での配布を希望される世帯とホームページでの閲覧を希望される世帯の世帯数を確認していただき、どちらかの選択制にすることはできないでしょうか。

このことにより、印刷物の経費削減、また、現在、本市において進めているごみの減量化や、各自治体で各世帯に配布される手間等が軽減できるのではないかと思います。

そこでお伺いいたしますが、市広報などの定期的に配布される物については、必要であるかないかを選択できる選択制にすることができないか、市長の御意見をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

市広報などの定期的に配布されるものについては、必要であるかないかを選択できる選

択制にすることができないかとのお尋ねでございましたが、行政執行に当たり留意すべき事項はたくさんあるわけでございますが、市民の皆様の御意見を聞くということ、あるいは市政情報などについて市民の皆様にお知らせするということが最も重要なことの一つであると考えております。

本市におきましては、市広報などや市のホームページ、ケーブルテレビ等での番組、個別のチラシやポスターなど、市政情報をさまざまな形で市民の皆様にお届けしていただき、情報をお届けすることは行政の義務であると認識しております。

また、本市における自治の最高規範といたしまして、平成21年に制定されました防府市自治基本条例におきましても、第5条第2号で「市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有する」を基本原則として示し、第15条第1項で「市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければならない」と定め、第17条第1項には「市長等は、政策の形成、実施及び評価の各過程において、その経過、内容等を市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない」と定めまして、その責任をうたっております。

市民お一人おひとりが行政情報の全てに興味をお持ちかどうかはわかりませんが、市政情報などをできる限りお手元にお届けし、余り興味のないことも少しでも知っていただくことは大変重要なことであると考えております。

また、第四次防府市総合計画策定時に行いました市民アンケートにおきましても、「市政情報を何を媒体として得ているか」との質問に対し、80%程度の方が市広報とお答えをいただいていることなど、市広報などは、情報をお知らせするために非常に重要であると思っております。

インターネットやスマートフォンの活用など、近年のITの進展は目覚ましいものがありまして、若い人を中心に電子媒体での情報収集が進んでいることは、議員御発言のとおりでございますし、近い将来、これが紙媒体に取ってかわる時代もくるかなとは推測いたしますが、現時点におきましては、情報提供に対する市の姿勢といたしまして、市広報などの配布を選択制にすることは考えておりませんので、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。そういう意識レベルで市広報を出されているのは、非常に敬意を表するところでございます。

しかし紙媒体の重要性も私も十分理解しております。ただ、今からやっぱり情報伝達の

あり方は、先ほど市長が行く行くはということと言われていましたが、最近そういった質問も増えてきておりますし、もう方向性は見えてきているのかなということで、防府市として先駆けて何かできないかということで、あくまでも情報伝達を怠るということではなくて、選択制にするということですから、今までどおり市広報を配ってほしいという方についてはそのままお配りするべきと思いますし、ちょっとどうしても気になる点があるのが、今自治会に対する事務委託及び助成等に関する規則について、第1条「市は本市住民に対する市政通達の徹底と末端行政の能率的かつ円滑な運営を図るため、第3条に規定する事務を自治会に委託するものとする」第3条というのは「自治会に委託する事務は次のとおりとする。1、地区内の全世帯に市広報及び行政連絡文書を配布、回覧すること。2、人口動態を把握すること。3、その他市長が特に依頼する事項」と定めております。

どうしても気がかりな点が、今、自治会によって配布されておりますが、非自治会員に対してはどのようにしておるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 自治会に加入していらない方が増えているという、きのうもほかの議員の御質問にもございましたけれども、今、自治会のほうにお願いしておりますのは、市広報につきましては加入していない人も含めて配布をしてくださいというふうをお願いをしております。

現実に全部が全部、自治会が加入していない人まで全部配り切ってるかということ、そこは少し全部とは言い切れないところはございますけども、お願いとしては、市としてはそういうお願いをずっと続けております。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○6番（和田 敏明君） 私の地域の、山下議員の御質問の中に、自治会の加入促進の御質問の中に、今、自治会未加入者が21.3%おられるということでした。そうするとかなりの世帯に配られていない現状が見受けられるというふうに感じております。言うように、私の地域でも自治会の未加入者には、今、配られていないのが現状でございます。

しかしながら、先ほど、自治会に対する事務委託及び助成等に関する規則の中で、自治会の役割として、助成金として世帯数に120円を乗じて得た金額というふうにならうたっておりますので、当然、自治会員の世帯数とはなっておりませんので、自治会としても、これは配る義務にあると思いますので、その辺の徹底のほうを今後どういうふうにしていくか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 今、議員おっしゃるとおりで、世帯数、いわゆる住基上の

世帯数で各自治会事務委託費というのはお願いしております。ただ、この事務委託費が、額が多いのか少ないかという部分もあります。自治会からは額をもっと増やしてくれという、あるいは、最近、自治会長にかかる負担が増えているので、その辺も考慮してほしいという御要望もいただいております。そうした中でこの事務委託費でございます。

したがいまして、やっぱり一部に配布をできてない部分があるわけではございますけど、事務委託費の適正化という意味から考えますと、これは適正な水準であるというふうには思っております。

ただ、先ほどもお答えしましたように、自治会に加入してない人に届けていただくというのは、私どもの市の姿勢といたしましても、これ、ぜひお願いしなくちゃいけないということでございますので、機会あるごとに全世帯にお届けいただくようお願いしてまいりたいというふうに思っております。

それから、私、十数年前に出張所長をしておりましたけれども、人によりましてはもう自治会から配ってもらわなくてもいいと、私が出張所に取りに行くという方も、間々いらっしゃいます。

そういう方も含めて、自治会加入の促進という意味も含めて、自治会長さんがお配りいただいて、そういうコミュニケーションをとっていただくということも必要だと思いますので、そういうふうに努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○6番（和田 敏明君） ありがとうございます。今の状態ではなかなか難しいでしょうから、このままいっても平行線になると思いますので、しかし、やはり非自治会員の方も市県民税等の税金は払っておられますので、やはり最初の答弁で言われたような高い意識レベルであるのであれば、その辺の徹底も十分考慮しながら進めていっていただきたい。

なおかつ行く行くごみの減量化等々も含めて、やはり情報伝達というもののあり方を、考えていただければと要望して、この項の質問を終わります。

それでは、引き続きまして防府市消防本部に設置してある電光掲示板の有効活用についてお尋ねいたします。

冒頭申し上げた、今回の広島・岩国での災害のみならず、近年、異常気象等により、全国各地で豪雨や竜巻等により甚大な被害が発生しています。本市におきましても、まだ記憶に新しい平成21年7月に、豪雨により多箇所において土石流が発生し、多数の方々が犠牲となっております。

このことから、豪雨災害の体験と教訓を永久に忘れることなく、防災意識の高揚に努めるとともに、市は市民との協働により安全で安心なまちづくりを推進するため、7月

21日を市民防災の日と定めてあります。

本市の新しい取り組みとして、避難コンサートも行われたところですが、私の耳に入っている範囲では賛否両論ありましたし、成功か失敗かと問われると判断しかねますが、何もしなければ何も変わらない、個人個人が防災意識を高めるという点でも、決して意義のない試みではないと感じているところですし、反省点が多ければ、それはそれで次につながり、その一つ一つの積み重ねが、いざというときの備えになることと思いますので、今後もあらゆる状況を想定して取り組んでいただきたい、また、我々議員も協力して市民の安全・安心を確保していかなければならないとも感じるところでございます。

さて、現在、国土交通省が管理されている国道のところどころに、運転手から見えやすい位置に道路情報板が設置されております。常日ごろはそれなりの情報が出されていますが、その地域において気象庁から警報等が発令された場合は、すぐさまその掲示板に〇〇警報発令中という文面が変わり、ドライバーに注意喚起を促すようにされております。

一方、防府市の電光掲示板は、何があろうともずっと催しの案内やお知らせを流し続けております。実のところ私自身も、ある人から情報伝達板の用途について教えていただくまで、いろいろと違った使い方がされていることには全く気がつきませんでした。

でも、私は1人、職員の皆さんは何百人とおられますが、通勤時や行楽の行き来の際、多くの職員の方が国道を通行されていると思います。その中には気象庁から警報等が発令された場合に、掲示板に掲示される〇〇警報発令中と出されていることがあったと思われませんが、何百人とおられる職員の誰ひとりとして気づかれないのか、また気がついていても別に何も感じられないのかわかりませんが、たとえささいなこと、あるいはばかりであっても、よいことはまねることが大事であり、これが改革に結びつくのではないのでしょうか。

そこで、2点についてお伺いいたします。まず防府市の電光掲示板も気象庁から警報等が発令された場合は、すぐさまその掲示板に何時何分〇〇警報発令中という文面に変え、ドライバーに注意喚起をすべきではありませんか。

また、より多くのドライバーに周知するため、警報発令中は催しの案内やお知らせは中止し、警報が解除されるまでの間、〇〇警報発令中に終始されるべきだと思いますが。

次に、掲示板の文字の配色についてですが、使える色を無理やり使用しているためか何も考えてなかったためなのか、太陽の向き、天候によっては全く読み取れない場合があります。

また掲示板に向かって左側の文面が流れるようになってますが、開催日や場所などが左側の文面にある場合は意味不明となることもあります。もう少し、誰が見ても一目でわか

りやすい簡潔明瞭な文にはできないでしょうか。

電光掲示板の文は、あくまでも信号待ちの時間でのみ見られるということを理解されているのでしょうか。以上2点について、市長の御意見をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） お答えいたします。

この電光掲示板は、現在の消防庁舎が建築される際に、多分当時は県内初ではなかったかと思いますが、そういう試みで設置したものでございます。平成15年3月末から供用開始いたしまして、好評いただいているというふうに思っております。

通常イベントなどの御案内、それから各種啓発などの広報に活用しておりますが、平成21年度に豪雨災害が発生しました際には、注意喚起、それから通行どめの情報だけに特化して表示をいたしております。

毎年の読売マラソンの際には、通行どめの情報だけに特化して表示するなどの使い方も行っております。

1点目の気象庁から警報等が発令された場合、表示板に注意喚起をすべきではないかという御質問でございます。現在の機器の性能それから運用面、これから発令される全ての注意報、警報に即座に対応するというのはこれは今できません。本市が特に危険を予見する場合、例えば災害対策本部体制あるいはそれに準ずる体制をしいた場合には、議員御案内のように市民に情報をお伝えすることが大変重要ということで、これまでも必要に応じて注意喚起の文面を表示してまいっております。

今後は、その注意喚起の文面にすぐに切りかえられるように急ぐということを努力してまいりたい、その情報のみに特化した表示を徹底して行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして2点目の文字の配色が読み取れない場合があると、あるいは文面が流れることによって意味不明になることがあると、誰でも一見、一目でわかりやすい簡潔明瞭な文にはできないかという御質問ですが、表示板への文字の表示の仕方としましては、競輪の案内レースのように、レース名と開催日だけでわかるものについては左右とも流れずにずっと固定した画面を出すことができますけれども、現在行っておりますのはそれ以外の場合、右側に16文字、これ16文字しか入らないんですが、16文字の見出し分を固定させて、左側はスクロールさせて全体を見せるという形をとっております。

文字の配色につきましては、これは機械の性能上使える色が赤、黄色、緑の3色で、見出し文と広報文のアクセントを考えながら配色はしております。電光掲示板が御案内のように見える角度や時間によってはどうしても見える見えない等も出てきます。天候とか時

間帯で見えにくい日があるというのは御指摘のとおりだと思っております。

いろいろ申し上げますように、いろんな制約があるということは御理解いただきたいんですけども、できる限り、この電光掲示板で理解していただけるような使い方を考えてまいりたいと思います。

全ての内容をこの電光掲示板で理解してもらおうという使い方ではなくて、やはりいろんな媒体の一つとして、ある程度の期間、繰り返し表示することによって、たまたま目について頭に入ったキーワード、これをこの興味を持っていただくことで、ほかの媒体で詳しく調べていただくとか、市へ問い合わせさせていただくというふうな使い方が、使い方としてできればというふうに思っています。

御指摘のように左側のスクロールがあまり著しいと、確かに何を言ってるかわからないということになりますので、その辺は言葉を簡潔に、体言どめするとか、キーワードを目立つようにするとか、そういうふうに努力をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○6番（和田 敏明君） ちょっと聞き漏らしてたら済みません。気象庁から警報等が発令された場合、場合によっては即対応ができないということでしょうか。もしそうであれば、それは理由をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 注意報、警報というのは、予測されない時期に出るわけです。通常エリアメールとか防災情報で流れてきますのは、これ、自動的に流れるようになっています。ですから職員がまだ職場に、注意報が出たら職員が必ず防災危機管理課1人、関係課は1人ずつ出て来るようになっておりまして、警報になれば2人出るようになっております。

職員が出て来て操作しないとこれは使えないと。注意報、警報のたびにこれを出しておきますと、これは大変な量になります。大変な手間になりますし、注意報、警報はすぐ解除になったりします。ですから、自動的に上がるんでない限り、注意報、警報のたびにこれを操作して、あそこに情報を出すというのはなかなか難しいというふうに思っております。

先ほど、答弁の中で申しましたが、例えば対策本部あるいはそれに準ずる体制になりますと、職員十分来ておりますから、また、いわゆるどういったらいいんですか、警報の類いの内容もかなり重要になってまいりますから、これは十分対応できるというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○6番（和田 敏明君） 大体想像したとおりの御答弁だったんですが、現在、職員さん何人で、打ち込める、打ち込みになるんですか。その打ち込める人はどこで打ち込むようにされているんでしょうか。

また、何人の方が対応できるようになっているんでしょうか、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 一応広報係が担当はしとるんです、最終的な打ち込みはですね。ただ、機械、1つですので、対応できるのは1人ということになります。

先ほど言いました、注意報とか出たときには、広報はまだ出て来ておりませんので、広報室を開ける作業から始まることになりますので、さっき、なかなか難しいという答弁をさせていただきました。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○6番（和田 敏明君） 実は先日職員さんに、警報発令状況の23年から25年度分をいただきまして、ありがとうございます。見てみると、平成23年が大体合計11件、24年が17件、25年に関しては18件、警報発令が出されております。そのうち平日、日中出されたものは、25年に関しては2件です。平日の夜間に出されたものが7件となっております、休日に出されたものが9件という結果が出ておるようです。

見るところ、年々やはり増えていっているような状況ではありますが、その増えるといったことが決して悪いということではなくて、例えば今までは出さなかったところを出して、早目に出す場合もございますし、よしあしを言うわけではありませんが、年間18回ぐらいのことであれば、緊急時の対応は私としてはできるんじゃないかというふうに考えております。

市民の命がかかっているわけですから、例えば車に乗っている方が何々警報発令中というふうに文字を見れば、自宅に電話されて、そこ気をつけろよと、あれ物のけちよけよとかいう連絡もできますし、ただ、流れないと何のことかわかりませんよね。

ましてや肝心かなめの防災の消防本部において設置されている電光掲示板において、例えば警報発令中とか例えばあつてはならないけど土砂があった場合等々に、あそこに何月何日いついつ何が催されますと書かれても、それはちょっと間抜けな感じがしますんで、緊急といえどやはり市民の命を守るためには、対応する策を考えるべきではというふうに感じておりますが、その辺のところの御見解をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） おっしゃる趣旨は十分理解いたします。ただ、先ほど言い

ましたように、多くの媒体の一つであるということは御理解いただきたいと思います。

それと、議員のほうから数字を言っていたんですけども、昼間が2件というのは、昼間は可能かもしれませんが、しかし夜発令された場合、職員が出て来てそれからやるわけです。ですから、そういう、それからやるというのもさらに手間をかけてやるようになるわけです。

ですから、少なくとも注意報、警報に関しましては、努力はいたしますが、あるときは出してあるときは出さないという形よりも、今のところ注意報、警報については電光掲示板には速報はしないということで、原則は考えていきたいというふうに思っております。しないという意味ではなくて、しにくいということで御理解いただければと思います。

あくまで電光掲示板というのは、多くの媒体の一つでありまして、それがなければ全員に伝わらないというものではございません。ですからそこは御理解いただきたいというふうに思います。電光掲示板の使い方につきましては、いろんなところから御意見をいただくわけですが、それだけ見ていらっしゃる方も多いであろうというふうに私も思います。したがって、できる限り有効な活用ができるように、今後とも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○6番（和田 敏明君） それこそ、先ほどの御質問で吉村議員も御質問されていた防災計画の中で、気象庁に注意喚起をしていただきたいというような市長の御答弁がありましたが、気象庁から連絡が入ってもそれを防府市ができることをすぐやらないのであれば、市民に伝わることはない、100%ということは当然ありません。90%伝わるかもしれません。でも、それを91%、92%にしていく努力をしっかりといただきたいというふうに感じております。

職員さんの出勤の関係もあるでしょうが、以前申した縦割りの業務をやめれば、もう少し広く対応できるのではというふうに感じておるところでございますが、それが勘違いであれば済みませんが、ちょっとその辺のところの見解をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） この件に関しましては、縦割りは全くないというふうに思っております。

先ほどから申し上げておりますが、防災に関しましては、市は例の21年の災害を機に、相当一丸となって対応することできております。今回私が申し上げておりますのは、あそこに警報を出さないとか出すとかいうことではなくて、どういったらいいんですか、物理的に出しにくいということを申し上げておりまして、ですから、そういう情報は常にいる

んな形で、いろんな媒体を通じて出していかなくてはいけない、今回予算にもお願いしておりますけれども、例えばフリーダイヤルを導入するという形でやっていかなくてはいけないというふうに思っておりますので、縦割りという言葉にちょっと反応してしまいましたけど、縦割りはこの件に関しては全く弊害になっていないというふうに御理解いただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○6番（和田 敏明君） 現在、行政経営改革の委員会等立ち上げられ、推進されようとしておられますが、その大きな改革の前に、まず職員一人ひとり防府市のために、市民のためにの自覚を持てるような改革が必要ではないかと思い、今回の質問をさせていただいたところでございます。

もちろん我々議員としても行政としっかり手を結んで、市民の安心・安全を確保していかなければならないというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、6番、和田議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、19番、田中健次議員。

〔19番 田中 健次君 登壇〕

○19番（田中 健次君） 市民クラブの田中健次でございます。

質問の第1は、公共施設等総合管理計画についてであります。2012年、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故以降、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となってきております。また今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくとも言われております。

こうした中、国は昨年11月にはインフラ長寿命化基本計画を策定し、ことし4月22日付総務大臣通知で、国の動きと歩調を合わせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定に地方自治体が取り組むことを求め、同時に公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を示しています。

この指針では、10年以上の計画として公共施設、道路、橋等のインフラ施設、ごみ処理施設などのプラント施設、その他公営企業分野にかかわる施設までを対象にしています。

そこで具体的な質問に入りますが、1つ目は公共施設等総合管理計画を、どのような組織で、どのようなスケジュールで防府市は今後策定するのかという点ですが、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目は、公共施設マネジメントの基本方針策定との関連はどうなるのかという点であ

りますが、今年度取り組むこととしている公共施設マネジメントの基本方針策定と大いにこの公共施設等総合管理計画は関係がありますが、この基本方針策定は公共施設、いわゆる箱物を対象としており、公共施設等総合管理計画が求めているインフラ施設は含まれておりません。公共施設マネジメントとの関係をどうしていくのか、この点について市執行部のお考えをお伺いいたします。

3つ目は、公共施設の除却予定について総務省への申請をしたのかという点であります。さきの4月22日の通知後に出されました、5月22日付公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の提出についてという、総務省、財務調査課事務連絡では公共施設等の除却のための地方債を発行するためには、協議締め切りを一般市では6月13日、正式な届け出締め切りを今週末の9月12日として計画の提出をするよう求めています。防府として、公共施設の除却予定について総務省へ申請をしたのか、この点についてお伺いをいたします。

4つ目は、計画策定段階において、市民や議会への情報提供をどう考えているのかという点であります。4月に公表された指針では、このように書いてあります。「当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方にかかわるものであることから」少し飛ばしますが「総合管理計画の策定段階においても議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましい」このように述べておりますが、市執行部はこの点についてどうお考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

それではよろしく、前向きな御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の公共施設等総合管理計画の策定の組織体制とスケジュールについてでございますが、インフラ施設をはじめとする公共施設の老朽化などの課題は全国的な課題でございまして、地方公共団体におきましては厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少などにより公共施設などの利用需要が変化していくことが予想されますことや、施設の老朽化を踏まえまして、長期的な視点を持って更新あるいは長寿命化などを計画的に行うことが必要となりますことから、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設などの適切な配置を実現することが必要となってまいります。

この公共施設等総合管理計画につきましては、国土交通省が定めるインフラ長寿命化基本計画に基づきまして、長期的な視点を持って施設の点検・修繕を総合的かつ計画的に管理を行うことに加え、将来の人口推計や財政負担の軽減・平準化などの視点を盛り込んだ

内容で策定するよう総務省が求めるものでございまして、計画策定に要した経費に関しましては、平成28年度までは財政措置が講じられることとなっております。

この総合管理計画は、いわゆる箱物に限らず、地方公共団体が所有する全ての公共施設などが対象とされておりますので、建物に関する施設、インフラに関する施設、公営企業の上下水道に関する施設など、施設分類ごとの施設計画を総合的に取りまとめ、調整したものとなります。

策定のスケジュールにつきましては、当初の総合管理計画には個々の施設名で全て計画に記載する必要はなく、それぞれの施設分類ごとの更新、長寿命化などの公共施設などの管理に関する基本的な方向性と、可能な範囲で施設名ごとの計画を記載すればよいとされておりますので、平成28年度までには建物、インフラ、公営企業などに関する具体的な方向性を主に策定し、その後、毎年計画を見直す過程において、個々の施設を順次掲載し、最終的には全ての施設の計画が掲載されるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、これらの策定を進める際の組織体制につきましては、現在、本市が取り組んでいる公共施設マネジメント事業で対象としております、建物を有する公共施設、いわゆる箱物のみならず、道路、橋梁、河川、上下水道などインフラに関する施設なども対象となりますことから、各施設を所管する部署の全庁的な調整が必要となってまいりますので、部間調整が図れる部長級の職員を中心メンバーとした庁内組織を立ち上げて行く必要があると考えております。

さらに、この総合管理計画は、策定後は毎年見直しを行い、個々の施設名ごとの計画の説明を追加していくことのほか、市が保有する資産の有効活用、資産管理をしていくという観点が必要となりますことから、長期的に管理していく部署が必要であると考えております。

総合管理計画の記載必須条件の一つでもあります、全庁的な取り組み体制の構築につきましては、このような考えを踏まえて検討してまいります。

続きまして2点目の公共施設マネジメント基本方針との関連についてでございますが、建物を有する公共施設に関しましては、公共施設マネジメント事業の中で、本年度、基本方針を策定する予定にしております。

この基本方針は、公共サービスに関する市民ニーズの変化を捉え、限られた財源や資産をより有効に活用していくため、施設の最適化に向け、市民の皆様の御意見をお聞きしながら、公共施設マネジメントの取り組みの方向性などを定めるものでございます。

また、この基本方針は、国が策定を求めている総合管理計画に定めるべきとされる項目である、人口や財政状況の見通し、全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理、共有方策、

公共施設などの総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方などについて記載する内容で策定を進めておりますので、総合管理計画のうち、インフラに関する施設などを除くいわゆる箱物に関する施設の部分の基本方針として策定することになると考えております。

なお、インフラに関する施設などの基本的な方針につきましては、その施設分類ごとの特性を踏まえて、公共施設マネジメント基本方針とは別に作成し、それらを総合的にまとめて調整していくことにより、総合管理計画として策定してまいりたいと考えております。

続きまして3点目の、公共施設が除却予定の総務省への申請についてのお尋ねでしたが、御承知のとおり公共施設の除却に係る地方債の発行につきましては、これまで世代間の負担の公平性の観点から、後の世代にも効用が及ぶこととなる建替えの場合においてのみ、その発行が認められているところでございます。

しかしながら、今後、地方公共団体において過去に建設された公共施設などが、これから大量に更新時期を迎えることから、厳しい財政状況におかれている地方公共団体が、短期間で対応することは困難であるとの状況を踏まえ、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設を除却する場合には、建替えでなく単なる除却につきましても、地方債の発行ができるという特例措置が、本年3月の地方財政法の一部改正により講じられたところでございます。

本市におきましては、現状においてこの制度を活用すべき公共施設の除却がないこと及び制度の適用条件となる総合管理計画を今後策定していくこととなるため、総務省への申請を行っておりません。今後の対応につきましては、まずは総合管理計画を策定し、その上でこの制度の対象となる公共施設がございましたら、活用を検討してまいりたいと存じます。

最後に、4点目の計画の策定段階における市民や議会への情報提供についてのお尋ねでしたが、総合管理計画の策定に当たりましては、公共施設などの最適な配置を検討するなど、市民の皆様へに直接影響を及ぼすこととなりますことから、市民の皆様や議会に対して、計画に関する情報などを十分提供いたしながら策定していく予定でございまして、議員御案内のとおり、総務省からの通知におきましても、「議会や住民との情報共有を行いつつ策定すること」が留意事項の一つとして示されているところでございます。

先ほど御説明いたしました、公共施設マネジメント基本方針の策定に当たりましても、公共施設に関する市民アンケートを8月下旬から9月上旬にかけて実施しておりまして、また、基本方針の素案ができましたらパブリックコメントの実施、地域住民の方への説明会の開催、議会への報告を行いながら進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） いろいろ御答弁いただきましてありがとうございました。

最初の、どのような組織体制でどのようなスケジュールで策定するのかということでお聞きをいたしました。ややちょっとわかりにくいような答弁だったという印象を持ちましたが、2つ目の公共施設マネジメントの基本方針策定との関連ということになります。わかりやすく言えば、公共施設マネジメントの基本方針は、今年度から進めるという形であるので、これはこれできちっとつくっていくと。

それと、インフラの計画は、またこれは別につくっていくと。そういったものを全庁的に調整をとってつくっていくと、こういう、それにあと、公営事業部門です、上下水道のものがこれはまた別の形で、いわばその3本を個別につくって、それをある程度まとめていくような形で全庁的な体制をとっていくと、こういうつくり方になるということによろしいのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） ただいま田中議員のほうからおっしゃいましたとおり、3本立てでつくっていきまして、スケジュール的にも今年度は公共施設のマネジメントの基本方針をつくる、それから27、28で全体の総合管理計画、これを策定して行って、28年度までにつくろうというのが現在のスケジュールでございます。28年度までにつくれば財政措置も行われるということで、これを目標に進んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） はい、わかりました。そういう形で今年度は公共施設マネジメントという、当初から予算にも示されておりますこの計画を仕上げていくということで、当然、今年度は若干準備もされるわけですが、本格的には来年度以降でそれを仕上げていくということで理解をいたしました。

それから、次の総務省への申請云々の関係ですが、市長も壇上で申されたとおり、今回地方財政法が改正をされて、これまでは建物を撤却する、除却することについて、これを後の世代に負担を求めるのはおかしいと、建物を新しくつくる場合は、それは後の世代もそれを、施設を利用するわけですから、借金という形で、それを負担していただくという形で認められて、地方財政法で認められておったわけですが、建物を除却することだけで起債を認めるということは、これまで地方財政法ではなかったわけでありま

す。

そのことについて、いろいろと学者の中では意見があるというふうにも聞いておりますが、建物を残すということで、後の世代に大きな負担を強いるということであれば、それはそれなりに説得的な理屈にはなろうかと思いますが、そういう形で防府市の場合にはまだその段階にないということで、順次この計画ができた段階で、国のほうもそういう形で引き続いて起債の措置が設けられると思いますので、それをすれば財政的に有利な形になると思いますので、きちっとそれをしていただきたいと思います。

それで、最後の4番目のところで、計画策定段階において、市民や議会への情報提供ということで、アンケート、パブリックコメント、説明会というようなことを言われました。

私はこの夏の間、県外でありました研修会、日本経営協会の公共施設の老朽化更新問題を巡るというような、公共事業改革、自治体経営改革の進め方という講座を受講してまいりましたが、この公共施設マネジメントあるいは公共施設等総合管理計画、これからの大きな行政課題という形で、今なっております。

それで、講師の方が幾つかの自治体を聞き取りをしたりということで、若干まとめられております。なるほどなと思って聞いたわけですが、一つインフラ施設については、これはやっぱり道路だとか橋、これまであったものをなくすということは、これはもう普通はあり得ない問題だということで、インフラ施設の問題は、もう財源確保の問題ではないかと、こういうふうに言われておりました。そういう意味でいけば公共施設をどういうふうに縮減するか、縮小して減らしていくのか面積だとかそういったものが、それが人口減少、少子高齢化のもとでのこれからの行財政課題だということで言われました。

それから、しかし、その縮減のためには、例えば施設の複合化などということが大きな手法なんです、住民参加に基づく施設複合化の取り組み、モデルケースというのも各自治体ではそれこそ始まったばかりであると、そういう形で、そのときに3市ぐらいの例を出されましたが、その3つの市ともまだ本格的に始まっていないと。

この計画のもとでの実践、計画をつくることまでは見やすいんだと思うが、計画をもとにそれをいかに実践していくかということが多くの自治体の最大の課題になると、こういうまとめ方をして、あと、そのために住民の納得をいかに得るのかと、納得がキーワードというふうにも言われましたが、そういったお話をお聞きしました。

それで、この辺はあと、参考にしていただく提言ということで聞いていただければと思いますが、そのときに例に出された全国的に進んでおると言われる神奈川県のアノ市では、そういった意味では自治会長の研修会で公共施設の老朽化問題の勉強会を繰り返すというようなことをされておるようです。また同時に、昭和の合併までの旧村単位の学校は、現

在でもコミュニティの中心であり統廃合はしないと、こういった方針も持っておられるようであります。

それから秦野市は同時に、新規の公共施設は建設しないと、原則としてですね。建設する場合は更新予定施設の更新を同面積だけ取りやめると、増やす場合はどっかほかのところで減らすという形で調整をつけていくというような形であります。

それから、残す施設の優先順位とすると、最優先が義務教育、子育て支援、それから行政事務スペースというのが最優先で、その次に準ずるものは財源の裏付けを得た上で、アンケート結果など、客観的評価というようなことを言われております。

それからもう一つ例で出されたさいたま市では、さいたま市はこれはもう既に水道までひっくるめた形の計画をつくっておるところのようですが、施設の複合化を中心課題として、2012年から学校、公民館、児童センターにおいてワークショップを積み重ねて、デザインゲームの採用など、手引きをつくっていると、そういう形で地域に行ってそういう取り組みをするというようなことをしておられます。その辺について参考にしていただければと思い、紹介をいたします。

それからもう一つだけ、雑誌の記事を紹介させていただきますが、地方自治職員研修という雑誌のことしの9月号、ファシリティマネジメントという形で、そういった施設の問題について、総論は賛成だけでも、いざ見直しを進めようとする、なぜ私たちの地域の施設なのかといった反対意見が噴出して、市民の合意形成は困難を極めていたと、そのときに行政はどのように対応していくべきかということで、選択肢が5つほど出されて、その中の1つが正解ですというこの雑誌の編集部が記事を書いているんですが、1つ目は「築年数の古い施設から優先的に仕分けを行い、統廃合を基本として施設数を削減する」と。2番目が「外部の評価機関に委託して施設の再配置計画をつくり、行政指導による見直し案を作成する」。3つ目が「市民団体や自治会の役員を対象にヒアリングを実施し、見直し要望案を提出してもらおう」。4つ目が「施設管理部門のみで見直しの仕組みをつくり、費用対効果に主眼をおいた具体案を市民に提示する」と。この4つは、正解ではないという、この雑誌の編集部の考え方です。こういうことではだめだと、こういった形でややますと防府市は進むこともあり得ると思うんですが、こういう手法ではだめだというふうに、この雑誌では書いております。

「施設の位置づけ、利用実績などを検証評価し、住民参加を基本に見直しも検討、論議する」と、これが正解というふうに言っております。これがほんとに正解なのかどうかはやってみないとわからないのかもしれませんが、これは紙の上の、机上の空論かもしれませんが。

ここで提案していることで興味深いのが、こういうことを言っております。「今日行われている公聴会やタウンミーティング、パブリックコメントなどの住民参加の多くは、行政主導がゆえに形骸化していると言われて」と。

さっきやられると言った説明会、パブリックコメントというような、アンケートは今のこの雑誌の記事には出ておりませんが、そういうものは形骸化しているというふうにこの雑誌は書いています。

じゃあどういことがいいのかということで「行政が無作為に抽出したある一定数の市民評価者と質疑応答し、市民評価者が施設の配置や有効活用、管理方法などについて判定するという実行的な住民参加が注目されている」と。「行政と施設に利害を持つ人、いわゆるステークホルダーと俗に言いますが、その施設に利害を持つ人とその無作為に選ばれた市民評価者が施設情報を共有し、同じ土俵の上で議論を交わすことは、住民の納得づくの合意形成を詰めて行く上で有効であると歓迎されている」と。これが本当にベストの方法かわかりませんが、こういったことが最近では言われているということで、私なりの提言といえますか、意見ということでお聞き願えればと思います。

それでは、時間もありますので次の質問に移らせていただきますが、質問の第2は、子ども・子育て支援新制度についてであります。

来年、2015年平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格的に実施されますが、この新制度はこれまでの保育園・幼稚園の制度を大きく変えるものとなっております。新制度はこれまでの制度を大きく変更するもので、市民、とりわけ保護者に変更点などをきちんと説明することが大切になると思います。この問題について、数点質問することにより問題の解消に資すればと考えております。

そこで具体的な質問ですが、1つ目は幼稚園・保育園への意向調査の結果はどうなっているのかという点についてお伺いしたいと思います。

幼稚園には、新制度の導入に際して4つの選択肢が今用意されております。1番目は現行どおり文部科学省の私学助成で幼稚園を継続するという選択肢であります。2つ目は、新制度の施設型給付という形で幼稚園を継続するという形であります。それから3つ目は、新制度の同じ施設型給付であります。幼稚園型認定こども園というものに移行することになります。4つ目の選択肢は、新制度の施設型給付、施設型給付でいけば3つ目になりますが、今度は幼保連携型認定こども園に移行するということでもあります。ちなみに幼保連携型認定こども園に移行いたしますと、幼稚園の認可はなくなるということになります。以上の4つが幼稚園に今後、来年の4月以降どうするかという選択肢であります。

他方、保育園、国の資料では保育所という言い方をしておりますが、保育園・保育所に

は新制度の導入に際して、今度は3つの選択肢があります。新制度の施設型給付の保育所型認定こども園に移行する、先ほどは幼稚園型認定こども園でありましたが、今度は保育所型認定こども園に移行するという。3つ目は新制度の施設型給付の幼保連携型認定こども園に移行する。これは先ほどの4番目と一緒に選択でありまして、この幼保連携型こども園に移行すれば、保育園の保育所の認可はなくなるということになります。3番目の幼保連携型認定こども園は両方出てきましたから、幼稚園・保育所は以上述べた6つ、4足す3引く1の6つのいずれかの選択肢となります。これにより制度的に異なるものが出てまいります。

そこで具体的な質問ですが、これまで市が行ってきた各園の意向調査、意向調査を既に終わっている段階だと思しますので、どのような結果になっているのかお尋ねをいたします。

それから2つ目は、新制度になれば、市の財政負担はどうなるのかという点です。制度の詳細が国からまだ十分に示されていないようにも感じますが、新制度が実施されれば、これまでと比べて市の財政負担はどうなるか、この点についてお伺いいたします。

3つ目は、幼稚園での保護者の負担、これが幼稚園のタイプによって変わるのかという点であります。幼稚園の場合は、先ほど申し上げましたが、文部科学省の私学助成を受ける場合と新制度の施設型給付を受ける場合、2つの場合があります。

また新制度の中でも幼稚園として継続するタイプと認定こども園に移行する場合などがありますが、これまでの幼稚園が選択するタイプによって保護者負担が変わるのかどうか、この点についてのお考えをお伺いいたします。

4つ目は子ども・子育て支援事業計画策定に当たって、市民や議会への情報提供をどう考えているのかという点であります。これから各施設の意向調査などをもとに、量の見込み、確保の方策等をまとめて、子ども・子育て支援事業計画を来年3月までに策定されることになろうかと思っております。5カ年の計画でありますので、市民や議会への情報提供についてどう考えているのか、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

5つ目は、新制度についての保護者への周知はどのようにするのかという点です。この新制度の実施を来年に控え、関係の保護者への説明が十分にされていないように思われますが、保護者への周知をどのようにされるのか、市執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。子ども・子育て支援新制度について御質問にお答えいたします。

平成27年4月から施行予定となっております子ども・子育て支援新制度の施行に当た

り、本年6月に施設型給付の公定価格仮単価が示されたことから、本市では6月から7月にかけて私立の幼稚園や保育所等に対し、新制度への移行の状況等を把握するための意向調査を実施したところでございます。

この意向調査は、国、県及び市における新制度実施の準備、事業計画の策定、国の概算要求、予算案の策定等に資するため、現在の利用状況や新制度への移行見込み等を把握するために実施したものでございます。その調査結果についての御質問でございますが、各施設の種類ごとに御報告させていただきます。

まず、幼稚園につきましては、新制度に移行するのか、または新制度へ移行せず、引き続き現行の私学助成を受けるのかの選択肢があります。また、新制度に移行する場合におきましても、認定こども園の認定を受けて移行するのか、あるいは認定こども園でなく幼稚園のまま移行するのかについて調査を行いました。

調査の結果でございますが、対象となります16の幼稚園のうち、新制度に移行しない幼稚園が8園、移行する幼稚園が8園となっております。移行する8園の施設類型別内訳につきましては、幼稚園のままで移行する施設が2園、幼稚園が新たに幼稚園型認定こども園の認定を受け移行する施設が2園となっており、また既に幼稚園型認定こども園である施設4園は、全てそのまま新制度へ移行することとなっております。

次に、保育所でございますが、保育所につきましては幼稚園とは異なり、現実的には新制度に移行しないという選択肢はなく、市内の公立、私立合わせた22園全ての保育所が新制度に移行する予定となっております。

施設類型別の内訳につきましては、保育所のままで移行する施設が21園、保育所型認定こども園の認定を受け移行する施設が1園となっております。

個別の調査結果につきましては、各施設の意向がまだ確定したものではないことから、現段階での公表は差し控えさせていただきますが、保護者の皆様方に対する施設等の利用支援として、できる限り情報提供に努めてまいります。

なお既存の幼稚園、保育所等につきましては、10月中に、来年の4月から新制度に移行する、移行しないのいずれかについて最終確認を行う予定としております。

次に、新制度の施行に伴う市の財政的負担についてでございますが、子ども・子育て支援新制度では、昨年実施いたしました幼児期の教育・保育や子育て支援についてのニーズ調査の結果等を踏まえ、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に施設整備や事業等を実施していくこととなっております。

その具体的な影響額につきましては、市が定めることとなっております利用者負担額や、さきにお尋ねがありました幼稚園の新制度への移行の状況等が確定しておりませんことな

どから、影響額を把握するまでには至っておりませんが、予算措置という重要な事項にかかわることから正確な数字の把握に努めてまいります。

次に、幼稚園における新制度への移行のいかんによる保護者負担についてですが、新制度に移行しない幼稚園については、これまでどおり各幼稚園において保育料を決定することとなりますので、その額は幼稚園ごとに異なる額となります。

一方、新制度に移行する幼稚園の保護者負担については、現行の負担水準をもとに国が定める基準を上限として、所得に応じて市町村が定めることとなっており、現在、詳細に検討を行っているところでございます。

なお、利用者負担の設定につきましては、現行の負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行、幼保間のバランス、これらを考慮し、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

次に、事業計画の策定に当たっての情報提供についてでございますが、事業計画につきましては、昨年7月に設置いたしました防府市子ども・子育て会議において、協議・検討をいただいているところでございます。

会議の内容等の情報提供につきましては、会議資料となる事業計画案や会議録等をできる限り速やかに市民の皆様にお知らせすることとし、その都度、内容を市のホームページで公表しております。

なお、今後の予定といたしましては、11月をめどに事業計画案についてのパブリックコメントを実施し、来年3月までに事業計画を策定することとしています。

最後に、保護者への新制度の周知についてでございますが、10月以降新制度の準備手続を開始する中で、事前に関係者への周知が必要であることから、可能なものから速やかに周知を行ってまいりたいと考えております。

周知の方法につきましては、市広報の9月1日号及び9月15日号への掲載と山口ケーブルビジョンで9月1日から1カ月間の放送を行います。また9月中旬には市内の全ての未就学児童の御家庭にリーフレットを送付することとしております。さらに、市のホームページにつきましても、より内容を充実したものに更新してまいります。

新制度の周知につきましては、まだ現在十分とは言えません。今後も引き続き市民の皆様へ新制度について公表できるものから、随時わかりやすく周知してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） ちょっと確認の意味でお聞きしますが、そうすると各園の意

向調査の結果、防府市の場合には、幼保連携型認定こども園に移行する、つまりそうなる
と保育所とか幼稚園の認可が外れるわけですが、これはまた別の形になるわけですが、こ
ういうことを今の時点で移行を示しているところはないということでもいいんですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） そのとおりでございます。幼稚園のうち、認定型のこ
ども園ですか、認定型のこども園は今まで4つありましたので、6つになります。保育型
の認定こども園は保育園のほうで1つという感じでございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 幼稚園型の認定こども園がこれまでの4にあと2つ加わって、
保育所型認定こども園が1増えるということで、いわゆる幼保連携型認定こども園は、防
府市の場合今のところ移行を示されていないということわかりました。

それで、その問題について関連で質問いたしますが、防府市立の保育所はこれはどうい
う形になるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 公立保育所については、現時点での考えでございます
けども、新制度に移行いたしますけども、保育所のままという形です。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 各園の選択あるいは防府市の場合、こうなるということわか
りました。引き続いて、防府市立の保育所は保育所でおっていただきたいということ
を述べておきます。

それから、財政負担の問題はかなりわかりにくい形に今なっておりますが、基本的には
これは消費税が増えたということで、その分の財政がくるということになりますから、国
からの財政は増える形のもので出る形のもので防府市の財政がどうなるのかということ
を、ぜひきちんと評価いただくように、今後、お願いしたいと思います。

それで、ちょっと気になりますのは、3番目の幼稚園での保護者の負担なんですが、現
在、国のほうが示している場合、私学助成を受ける場合とそれからこの新制度に入る場合、
新制度に入ると私学助成でありますとこれまでと同じように、どの子どもさん、どの保護
者も同じように1つの園に入られた方は同じようにお金を払って、そして就園奨励費とい
う形で補助があって、それがそういう形の補助があると。ところが今度新制度に入ると、
旧来の保育所のような形で、所得に応じて保育料といいますか、それが変わってくるとい
う形になります。

それで今、国のほうは、全国的な平均という形の幼稚園の保育料の全国的な平均の中で、

それから入園奨励費の分を下げますと、この金額は固定をしとるわけです。片方、新制度の保育料のほうはこれぐらいの形になりますという形で、全国的な平均でいけば、今、同じような形のものがデータとして示されております。

ところが山口県、あるいは防府市の場合は、全国的なレベルよりもその私学助成の幼稚園の保育料、授業料というのか保育料、保護者負担が少ないわけです。少ないところから全国的に定額の幼稚園就園奨励費を受けると、ここで逆転が生じます。全国的には同じぐらいの金額になるんですが、保育料を負担していただく、新制度のものを負担していただくものは全国的な形で金額が決まってまいりますので、防府市として独自にそれを補助するというような仕組みをつくっていかないと、新制度にいくところといかないところと、もちろん基本的に各園で保護者負担が違う分がありますが、新制度にいくほうがむしろ高くなるという傾向になるんじゃないかと思いますが、この辺はある程度バランスが取れたような形にしないと、問題になりませんかと思いますが、この辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 利用者負担に関する危惧だと思います。確かに全国平均に比べまして、例えば保育料に限って、保育料に限ってです、保育料以外にも利用者負担ありますけども、保育料に限って25年度と比較いたしますと、全国平均より防府の幼稚園の平均は2,600円程度低いという状況です。

今、国が示しております5段階の所得に応じた段階で1番高い部分で5,000円ぐらい差がございます、確かにございます。その中で、私どもは幼保のバランスもありますけども、現行の負担水準を十分に考慮しながら、今後の利用者負担について検討を進めるしかないなというふうには考えております。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 新しい制度になって、これも国会のごたごたの中のいわゆる三党合意という形でできた制度でありますので、この法改正そのものが法の成立改正そのものが、そういう意味で制度とすれば非常に論理的には一貫しない矛盾のある制度だということを8月に神戸のほうで研修会がありましたので、そこに行って、大学の先生からそういうお話をお聞きしました。

そういう制度でありますけれども、これは国の制度でありますから、防府市としてとやかく、国に意見具申はできるにしても、防府としてそのことについて修正できないわけですが、先ほど言いましたような形で、全国的な平均と防府市の平均とで差があると、そのことで新制度に移行する園と移行しない園とで逆転現象が生じると、同じではなくて

格差が生じるというようなことは、これ、市の立場としてはあってはならないことだと思いますので。そして、幼稚園と保育所、保育園との関係も、やはりこれまでの大体状況と
いうのか、そういったバランスを崩さないような形でしていただきたいということと、それ
から保護者への説明というのが非常にわかりにくい。私も8月のその研修会に行って初
めて、不勉強で申しわけないんですが、今度から子どもについて1号認定子ども、2号認
定子ども、3号認定子どもという形でされます。そういった認定の仕組みだとか、それか
らあるいはお金が入る仕組みだとか、そういったものががらっと変わるという新制度にな
りますので、ぜひこの辺について保護者、そして我々議会にも、私も研修には行って参り
ましたが、まだ未消化で、なかなか難しいなというふうに感じておりますので、議会への
情報提供、周知もまたしっかりとしていただきたいということを述べまして、この質問を
終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 以上で、19番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これに
て延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会する
ことに決しました。お疲れでございました。

午後2時23分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年9月9日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 田 耕 治

防府市議会議員 重 川 恭 年